

第一篇 上代の上田地方

第一章 上代の遺物遺蹟

上代の遺物

第一節 上代の遺物（今此處に上代と稱するは奈良時代以前を指す）

彌生、埴部、祝部土器の出土多し
縄紋土器及石器の出土尠し

上田市内に於て出土發見せらるゝ上代の遺物は、所謂原史時代に屬する彌生式又は彌生式と系統を同じくする埴部土器若しくは埴部土器の後を承くるものと見做さる、陶器^土又祝部土器の類が甚だ多い。即ち所謂先史時代の遺物に屬する縄紋土器又は石器などは稀に原史時代遺物の見出さるゝ場所に於て見出される位のもので、此物のみ多く出土發見されたと云ふことは未だ聞く所が無い。

遺物出土發見の場所及其遺物を左に記載する。

上田市地域内上代遺物出土發見の場所は次の三區域に分けることが出来ると思ふ。

遺物出土發見の三區域
千曲川東部

千曲川東部に在ては

(一)、大字上田字八幡より字大星前、字道祖神、字雁堀を経て字籠田に至る一帯の地域

(二)、大字常入字下町田^{上田蠶糸専門} 學校桑園部より東南字手筒山、字西町田、字藤ノ森字東町田に亘る一帯の

地域

千曲川西部

千曲川西部に在ては

(三)、大字中之條字東町より字西町、字中前田、字柳堂、字緑川、字天神堂に亘る一帯の地域

(一) の 地 域

(一)の地域の出土

紺屋町八幡社の西北八幡裏と云ふ場所、大正十五年四月上田温泉電軌北東線路敷設工事の際、彌生式土器の破片が夥しく出土した。其中には、球形の壺で腹部の徑十糧口部些あり口徑約四糧五欠損あり、外面は全体に丹を以て塗られて赤色を呈して居るものがあり。又徳利型の壺で色は灰褐色、口部欠損の爲め深の正確なところは分らないが凡十四糧九。底部の徑は五糧五。頸部の徑四糧で、口部缺け損じて居るために頸部以上の部に紋様の有無は分らない。けれども頸部以下には縦に三、四條づつ櫛目の陰線紋が或る間隔を置いて施してあり、其が腹部以上段々細まつて行く部に描かれてあるので、全体の形が大層優美に見える。寫眞(一)及拓影(1)参照。猶此工事の際に磨製石斧の長十三糧、幅は中程徑六糧尤廣部六糧五。寫眞(二)の如きを出して居る。

大星前では昭和三年三月上田小學校北校敷地々ならしの際に、多數の遺物が出土發見された。其中には口徑十二糧五、高六糧、圓底で格恰の好くない椀がある、焼成の時に内面は黒色に外面の大部も黒くなり少部分灰褐色を爲して居る埴部土器に屬すべきものがあり。寫眞(三)参照。又彌生式系の土器製作過程を見ることが出来る、粘土の細長い紐を巻き重ね上げて、其上を篋ちのやうな物で、擦り平かにしたことを明かに知り得る土器の破片もある。拓影(2)参照。破片の内に竈印の如き記を刻したものもある。拓影(3)。又皿の絲切底のものも見出された。拓影(4)参照。陶器に屬すべきものと思はるゝに台付の深椀がある。口徑は十五糧八。深十二糧二。其製作に轆轤を使用して居る。色は灰色である。寫眞(四)参照。猶陶器蓋附の杯の破片で焼成の際の滲出物あだかも釉薬を施せるが如きもある。大甕の破片で所々に見出さるゝこと多いもの。拓影(4)。此處からは先史時代の遺物も出土發見された。

出土狀況

石器には打製石斧の長十五糎二、幅尤廣部七糎五で寫眞(五)の如きを出し、又凹石中の窩石に屬すべきもので石乳棒の如きもので物を磨り潰したり砕いたり捏ねたりするに使はれたものだらうと云はれる窩石に屬すべき凹みの深き尤も深い所で十三糎五、凹口長徑二十三糎五、短徑十七糎八と云ふ大きなもの、又凹みが淺く且少さい者も出土した。此外小石棒の折片か石劍の折か判明しない折口徑一種八、長折以下の部八糎六。寫眞(六)の如きもの、打製石鏃寫眞(七)の如きも出土。
土器には縄紋土器の破片拓影(6)の如きものが出土した。拓影中(イ)(ロ)は陽線浮紋で他は陰線沈紋である。此外に網代底の破片も出た。

此等の遺物は大星前の下層粘土層と上層砂礫層との間に介在せる黒土層腐植土中より出で、其存在状態は上下或は左右に混在して居た。此一小部分出土の遺物に依て考ふる時は、縄紋土器や石器を使用した先史時代の居住した跡に、あまり年代を経ない内に彌生式埴部土器祝部土器陶器などを使用した原史時代人が來住したのではあるまいか。

海禪寺裏

海禪寺裏の出土品

大星前の南方地續なる、大字常盤城飛地海禪寺裏からは、埴部土器に屬する壺色は褐色に黒斑があるや杯圓底り出した事がある。寫眞(八)(九)参照。

大輪寺裏

大輪寺裏の出土品

黄金澤の南、字雁堀大輪寺裏權現社の南方の畑中より寫眞(十)の如き彌生式の壺卍を掘り出した。色は赤褐、紋様野は口部より腹部に及び、頸部には並行線帯が周つて居り、以下の部は波狀紋である。口徑は九糎三、高さ十糎九。

竈田

大輪寺の南東字竈田地籍より道路開鑿の時、赤褐色無紋様、口徑七糎腹部の徑十九糎深三十二糎の大きな素燒甕が掘り出されたが、此所からは彌生式赤色破片は多量に出た。

(11)の地域

(11)の地域

大字常入の上田蠶絲専門學校附屬桑園中よりは、彌生式埴部系の土器が多量に出土した。此中主なるものを舉げて見ると

一、埴 褐色で、高十糶口徑八糶、底徑四糶二。肩部に横に並行線帯が周つて居るが其並行線を描く時或る長さ毎に櫛目を改めて居り、此並行線の上下兩部には並行線紋を斜に、然かも短か目に幾通りかに描かれて居るのは面白い。寫眞(十一)参照。今一つは稍大形で、口徑十糶、高十一糶、底徑三糶六、色は赤色である。紋様は波狀線で、文様野は比較的廣く腹部以下まで及んで居る。そして、此種の埴の多くに描かるゝ頸部の並行線横帯は之を缺いて居る。寫眞(十二)は其である。

二、盃 盃即ち椀形の土器の形態のよく整つて居る寫眞(十三)の如きも出た。色は褐黒、口徑九糶七、底徑四糶五、高五糶五。

三、高坏 高坏の台が取れたもの、口徑十七糶、土質の緻密なもので作つてある。外部の口縁に近い部分には横に刷毛目が周つて居り、其より台付の部分の間には、縦に刷毛目があり此刷毛目の上を、竹篋様の者で磨消して、一種の磨消文を作つて居るのは、餘程巧な手法である。

四、高坏の台 圖の如き埴部高坏の坏が欠損して、台部のみものが出土した。台の部が細長く下底が廣く開いて、彌生式高坏の台と形態に於て、相違する特徴をあらはして居る。

高八糶底徑は十四糶、台部より底部に移行する部の徑は六糶五で、色は灰褐である。猶此種の高坏台に四方に一づゝ圓い孔の透あるものも出た。



五、口頸部欠損の大壺？頸部以上欠損せるも他は無疵の壺形土器の、深十七糶五、

口部欠損せる故完き深さは不明である。腹部の周り五十五糶、底徑六糶、無紋様で全面赤色々料を施してある。寫眞(十四)参照。

此等の外に手捏の不細工な形の素焼の埴、盤などは大小澤山堀り出された。猶此所からは先年、粘土紐を巻き重ねて形を拵へた、其製作法其儘の者の破片が見出された事がある。寫眞(七)参照。

前述の如きものゝ破片を見出した事があり、又發掘中一段高い畑に寄つた所からは、地下三尺位の深さの所から木炭が多く出た等から考察すると、或は茲に一築場があつたのではあるまいかと惟ふ。此大正年間發掘の時には、先史時代の遺物は、何物も伴出しなかつたのであるが、此後昭和五年他の桑園堀り返しの際には、彌生式土器の外に石匱丁なども見出したと云ふ。寫眞(十五)参照。

蠶專校の東南字東町、舞台から、昭和八年二月押出川水路改修工事の際、彌生式の土器が出土した。其内二、三を舉げて見ると

一、大小埴 大形の方は口部が欠損して居る。高は凡二十二糎程、口徑は十三糎餘もあつたかと思ふ。

頸部の徑は十糎胴部徑十八糎、底徑六糎。黄褐色無紋様である。寫眞(十七)参照。(所有者佐藤多仲氏)

小形の方は大形に比して土質粗鬆で、窯と燃料との工合で黒く燻つた所があるが、全体は褐色無紋様で、たゞ筋の様なもので縦に擦つた條痕がある。

内面には敲き目があり製作は不細工の方である。寫眞(十七)参照。(澤勇氏)

二、大埴の破片 内外兩面に丹赤々料を施して焼き込んだ大埴の胴部以上の部の破片で、無紋様である。寫眞(十八)参照。(所有者佐藤太仲氏)

此所の出土品には、先史時代のものは伴出しなかつた。此邊から神川村大字堀大字國分寺方面へ掛けては、到る處彌生式、埴部、祝部土器の破片は、容易く見出すことが出来る。拓影(三)(四)(五)。堀區にては、蠶專桑園より出土した型態の土器を堀り出した事がある。然し其際に先史時代の遺物を伴つた事は聞かない。

大字中之條地域内よりは、多數の彌生式埴部土器や、祝部土器スエキ即ち陶器が出土發見された。左に出土品の重なる者を記す

彌生式埴部土器に屬するもの

一、小形埴 鼠色の小形の埴で、紋様は無い。口徑は五糧五深六糧五、胴周二十糧、形は完全である。寫眞(十九)參照。

二、短い台脚ある埴 一部欠け損じて居るが、台脚の部は少しの損じも無い。色は薄黒く口徑は十二糧五、高五糧、台の徑は三糧。寫眞(二十)參照。

三、椀形土器 口縁部分化して縊れ目がある所よりすれば、埴と云ふべきであらうが、口徑十三糧に對し深四糧二と云ふので深さが浅いから椀形土器と稱して置く。圓底で色は灰色に少し黒味を以て居る。寫眞(二十一)參照。

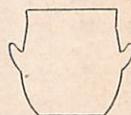
四、台の欠け取れた高坏 寫眞(二十二)で、台付きの部の製作法を見ることが出来る。色は灰黒、口徑十七糧。此種のものに口縁部に近く圓孔○を穿つたものもある。

五、球形の埴 大形のものには圓底で、深十五糧、胴部の徑は十九糧、色は灰褐所々に燻の爲めの黒い部分がある。無紋様で全面に刷毛目がある。寫眞(二十三)拓影(1)參照。小形のものには底があり其徑五糧、口徑は七糧、深九糧、胴部の徑は十三糧、無紋様で口部内面に刷毛目がある。寫眞(二十四)參照。(所有者中澤二郎氏)

六、高坏の台 彌生式高坏の台部で、色は丹赤で塗つてある。台の高十一糧底徑十三糧で、二角邊三角形の高五糧の透が四つある。寫眞(二十五)參照。(所有者田中紋作氏)

七、浅い埴 形は無疵で、口徑十一糧、深五糧二、圓底で色は鼠色である。寫眞(二十六)參照。(所有者田中紋作氏)

八、大形埴の手懸耳 圖の如き大形埴の胴部に左右相對して手懸の突起が作られたものは下伊那郡に



は度々出土發見され、又北佐久郡岩村田町停車場附近よりも此種の破片が發見されたが、此處からも寫眞(二十七)の如きが出土した。突起の大きさは高さ四糎五で、器の厚さは四糎五で頗る厚いものである。色は灰黒色。

陶器即祝部土器に屬するものには

圖の如き蓋付の坏の蓋を欠くものの破片、口徑十糎半分程欠けたもの寫眞(二十八)の如きが出土した。此器の蓋合目の下部一帯に細かな波狀紋が施してあるのは注意に値する。

拓影(三)



二、横瓮又依壺 注口の漏斗部が欠け損じたのみで他は完全である寫眞(二十九)の如き横瓮が掘り出された。全長十八糎胴の周り四十三糎、兩側面の徑八糎五、胴部に幅四糎の文様野が周つて居り、其所に波狀線の紋様が施してある。注口は此文様野帯の内に在つて其側に一の圓い孔がある多分眼の横孔の役目を爲たものであらう。横に器体を繞つて居る並行線は轆轤目の痕である。兩側溢れ目の所周り二十六糎、燒成の時生地よりの滲出物が釉薬を施したやうに、一部を覆ふた所もあり、觀た所も非常に面白い。

三、大甕破片 内外兩面轆轤目あるもの。内面蔽き目あるもの。拓影(三)参照。

以上は飛行場附近より出土發見されたものであるが、此外に中之條字西町より大正十一年十二月掘り出した彌生式埴部系の土器の二、三を舉げて見ると

一、埴形は殆んど完全で、口徑十四糎胴部の徑二十二糎四、深十五糎六、底の圓い無紋様、鼠色のもの。寫眞(三十)参照。

二、甕形の埴の上部 寫眞(三十一)の如き甕形の埴の腹部以下の欠損せるもので、口徑十八糎六と云

ふ大きなもの。同じく素焼の甕形の埴で、口徑十五糎、高二十二糎五、底徑七糎五、無紋様のもの。寫眞(三十二)字中前田よりは高坏寫眞(三十三)の如きが出土した。此坏の内面は黒色で磨いて光澤を出したと思はれるやうに見える、口徑は十四糎八。

上田飛行場が陸軍飛行場と成てから、其區域は再び擴張された。其時擴張部は地面下、一米乃至二米の土地を掘り取て地均しをした。寫眞(三十四)参照。此際に次の如き出土品があつた。

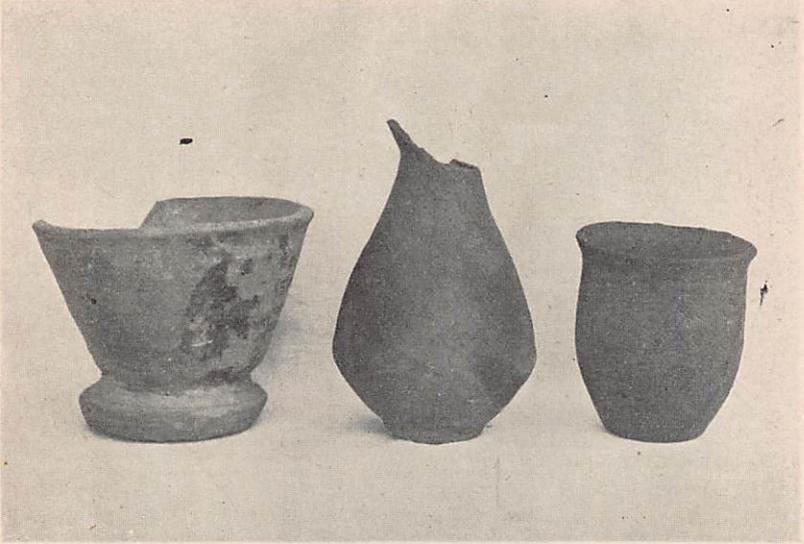
(一) 祝部土器に屬する甕の其形完全なもの、其表面には燒成の際、生地よりの滲出物を以て、被はれて居る部分もある。

大小は口徑二二、七糎、胴部最大部徑四二、四糎底徑一四糎、深四三、三糎である。寫眞(三十五)参照。(二) 土師器(埴部)に屬するものに、内耳即ち内面に蔓懸ある土鍋。多分現今でも或地方に於て使用されて居る、土製の焙烙は、此手法が残り傳つたのであらう。寫眞(三十六)参照。又高坏の台脚部完全で坏部欠損せるもの、寫眞(三十八)参照。及び盤。寫眞(三十九)参照。

二の地域寫眞(十五)に載せたものと、同一手法である粘土紐を卷上げたもの、寫眞(三十七)参照。小縣郡史所載に依れば、曾て單獨に中之條字天神堂より磨製石斧を見出したと云ふが、明確に出土した先史時代の遺物は、前述の出土物と伴て出たことは聞かない。

大字諏訪形字扇平の畑の中から炭を掘り出し、其所から素焼の盤が幾枚か重つて出土した(田中紋)と云ふ。此場所は窯場の一であつたらう。

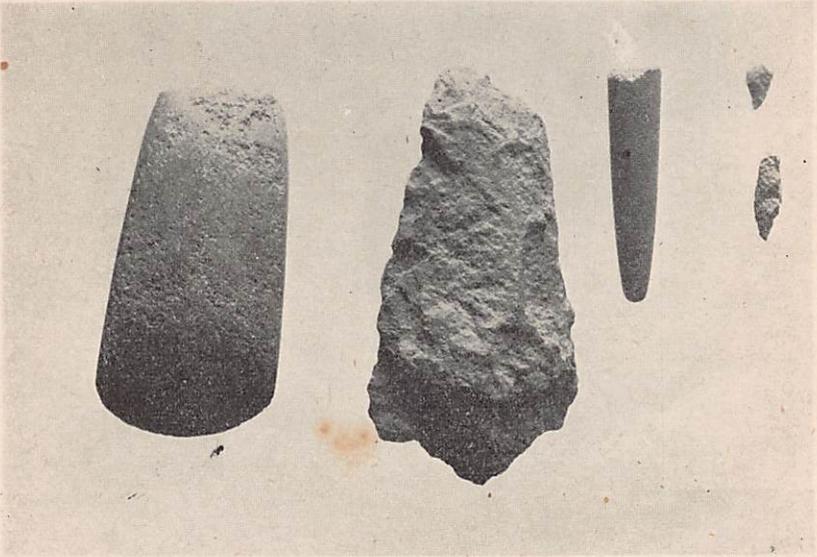
以上の遺物が出土發見された地域には、原史時代を大体奈良以前に該當すると云ふ説八幡氏に従へば、今より少くとも千二、三百年以前其より猶遡つた或る時代に、狩獵を營みながら、原始農耕を營んで、低濕の地には水稻をも作つたと謂はれる所謂原日本人が居住した聚落が有つたと想像される。けれども其が今より何年前なぞと斷言するは不可能である。



(4)

(1)

(10)

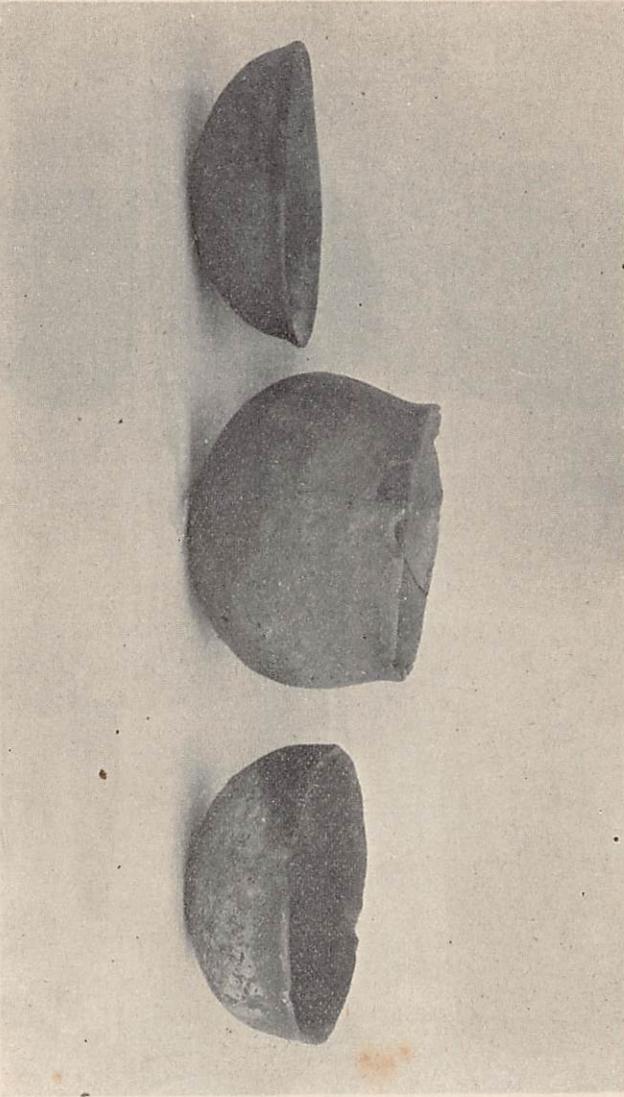


(2)

(5)

(6)

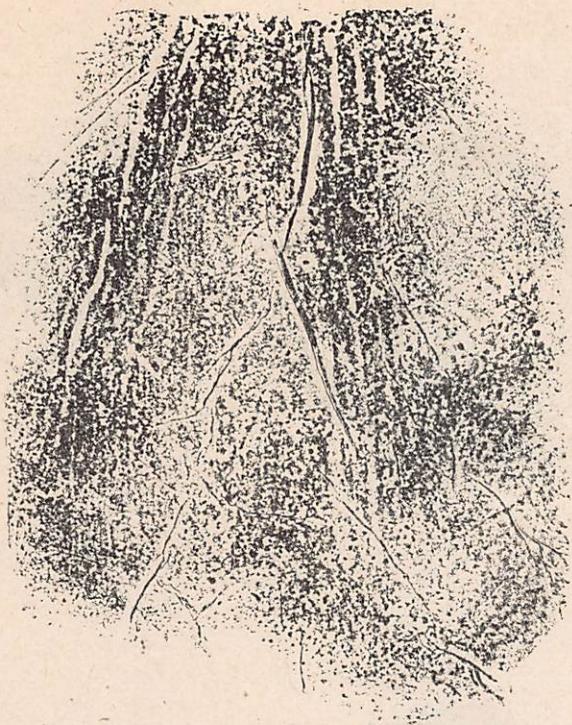
(7)



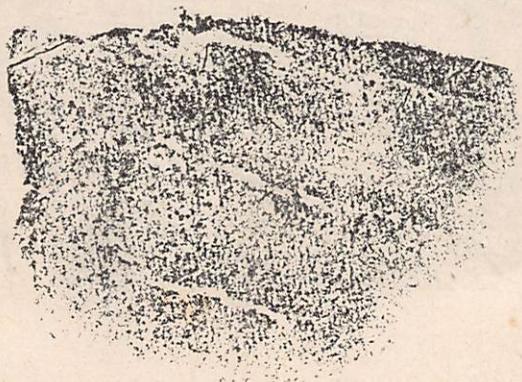
(9)

(8)

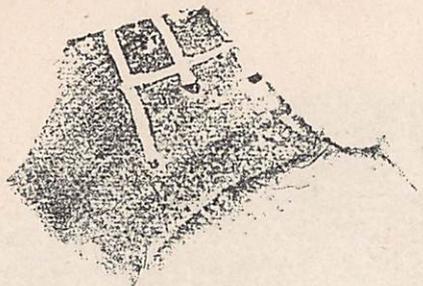
(3)



(1)



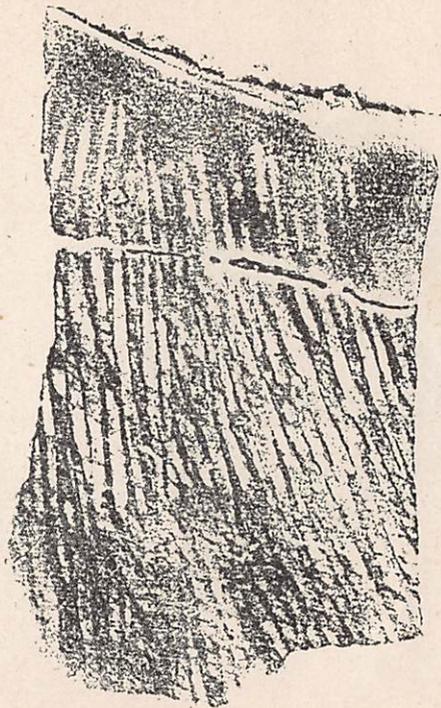
(2)



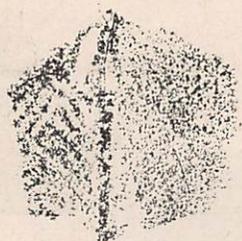
(3)



(4)



(5)



品土出城地の二

(15)

(16)

第一紀 第一篇 上代の遺物

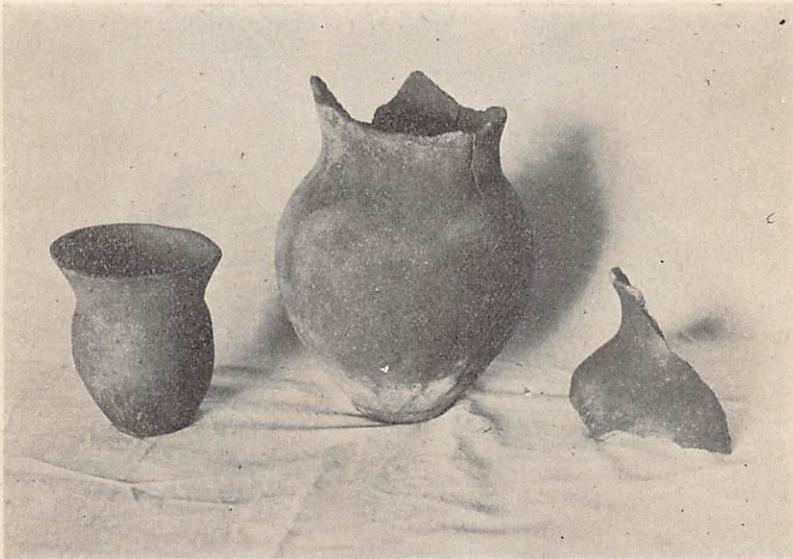


(14)

(13)

(12)

(11)



(17)

(14)

(18)



(1)

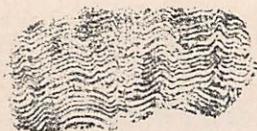


(4)

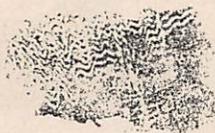


祝部土器破片(表面)

(5)



(2)



(3)



同上(裏面)

(6)

品土出域地の三

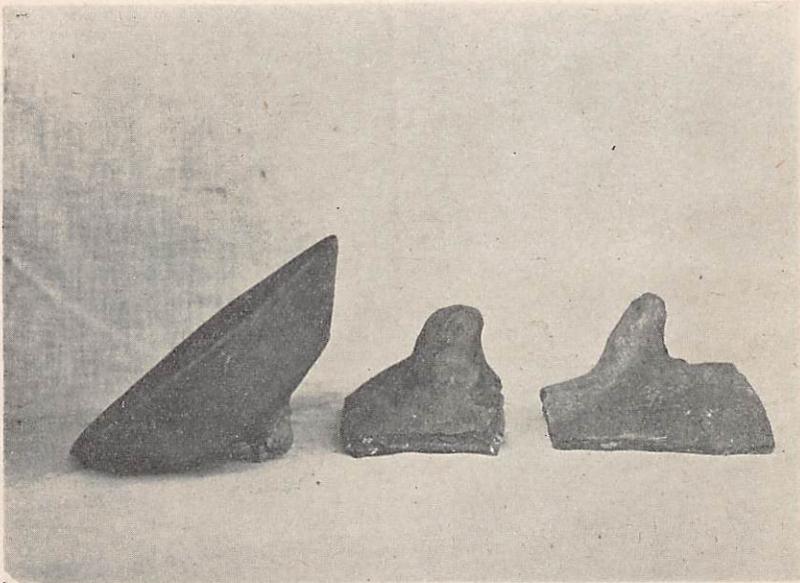
第一紀 第一篇 上代の遺物



(19)

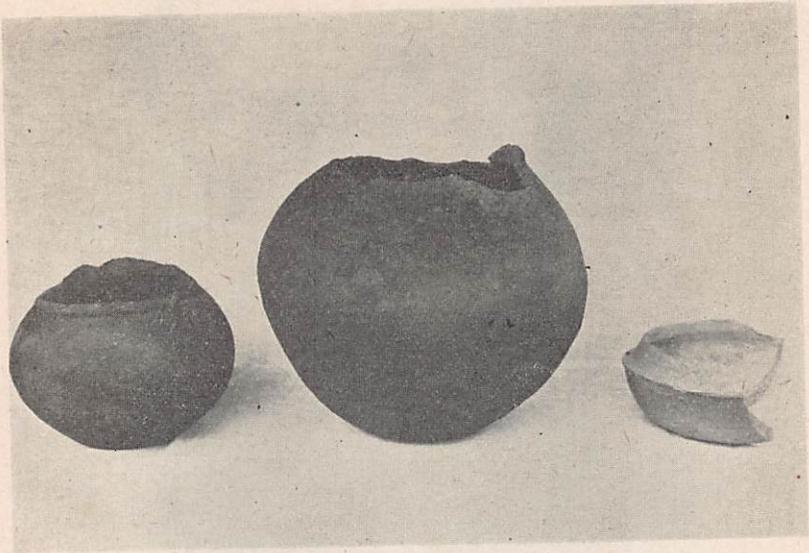
(20)

(21)



(22)

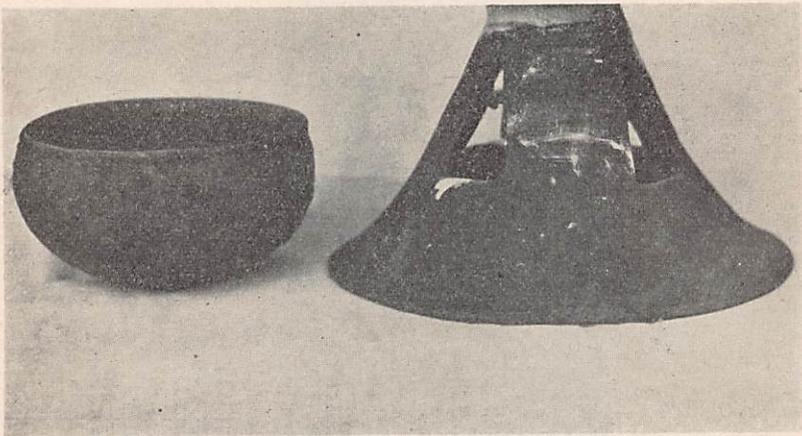
(27)



(24)

(23)

(28)



(26)

(25)



(32)

(32)

(31)

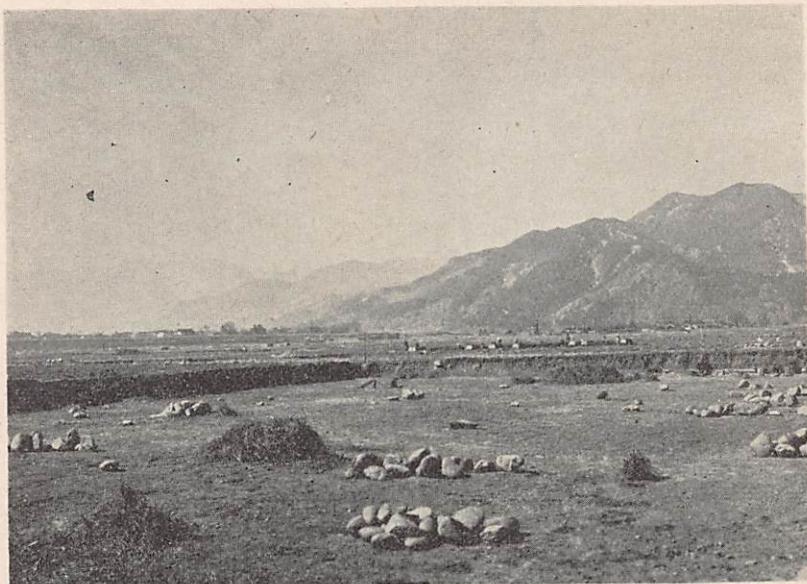
(30)



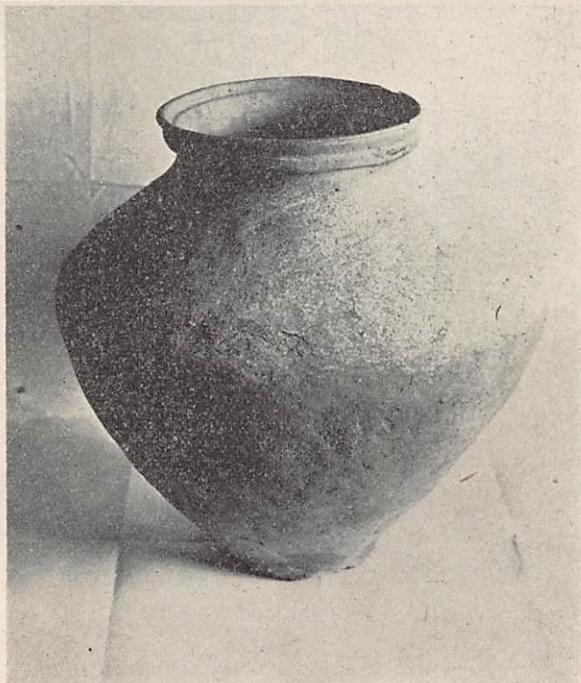
(33)

(29)

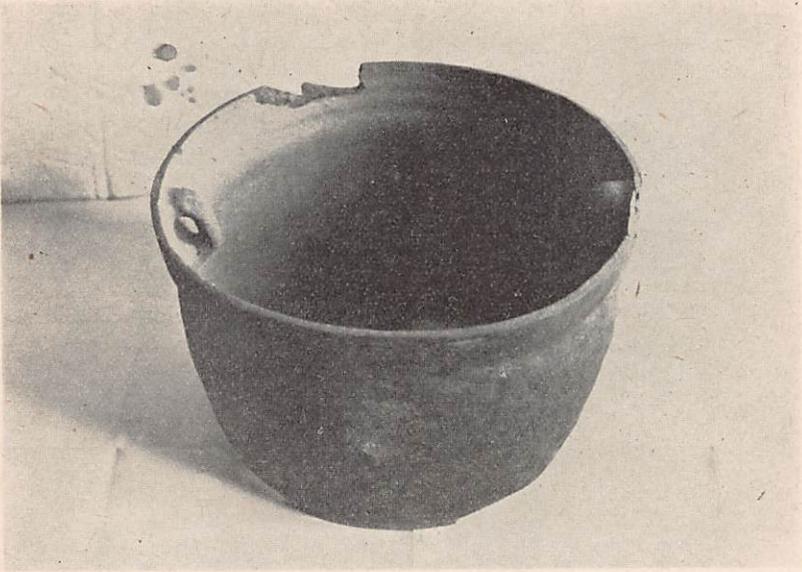




第一紀 第二篇 上代の遺物
(34)



(35)



(36)



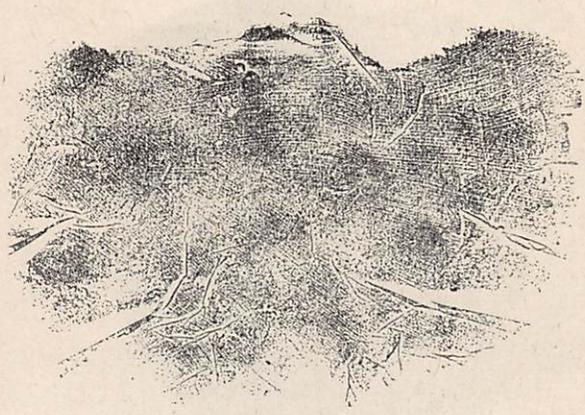
(39)

(38)

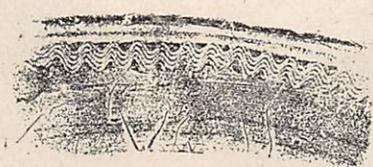


(37)

三の地域出土品紋様拓影



(1)



(2)

祝部土器破片

(4)

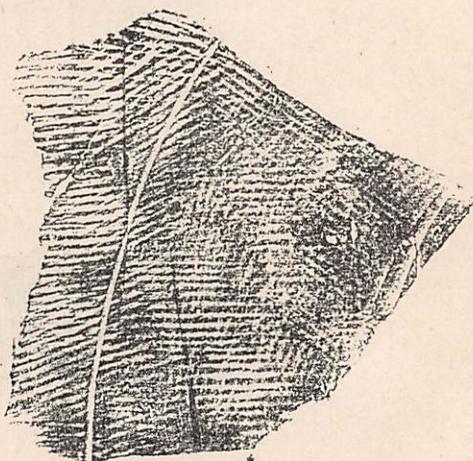
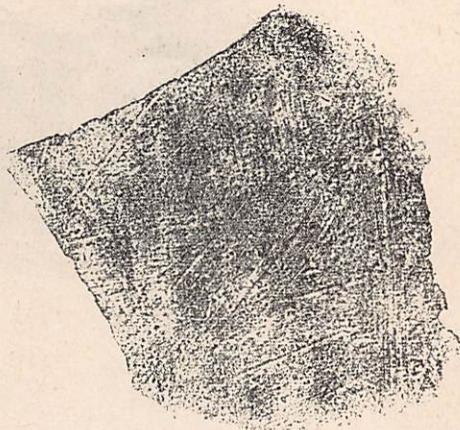
内面



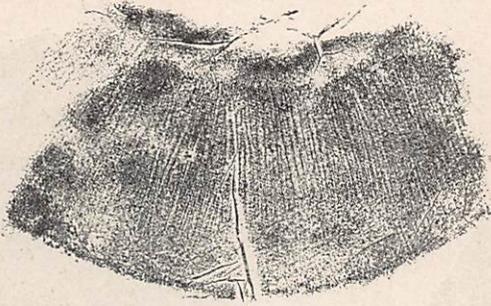
外面



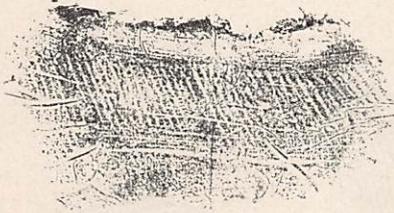
(3)



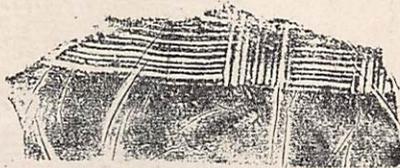
坏の内面刷毛目



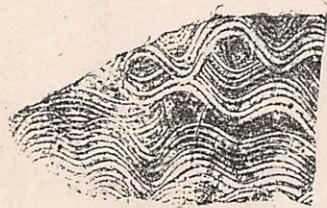
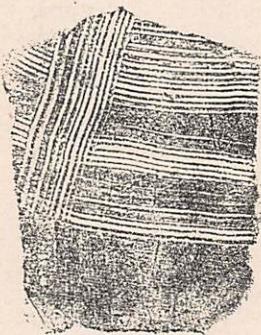
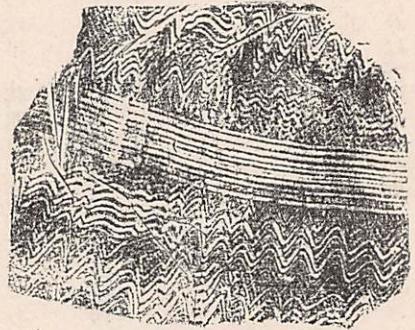
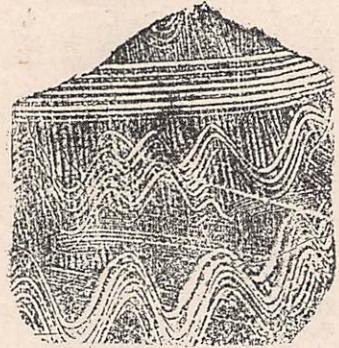
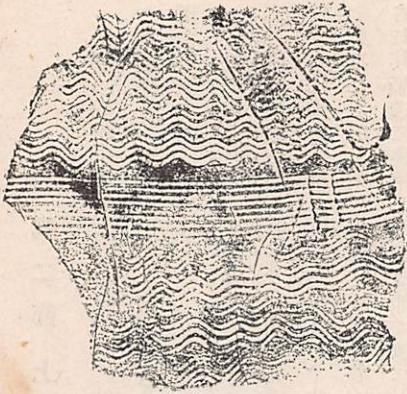
埴の紋様



埴の頸部紋様



中條出土彌生式土器破片紋樣



第二節 上代の遺蹟

上田の遺蹟

古墳の分布する範圍が、我國内に漸次擴張した次第は、恰も大和朝廷の勢力が、四方に伸展するに至つた状態と一致して居ると謂はれる其高塚古墳が、上田市域内にも存在する。

現在に於ては

- 一、既に發かれたるも猶其形の稍完全に存するもの
- 二、既に發掘破壊されたり、纔に其殘址の幾分を存するもの
- 三、幸に未だ發掘の厄を免かれて、其舊形を存するもの

を見る事が出来る。曾ては此古墳の數は猶多かつたに相違無いが、耕地が追々開拓されるに従ひ破壊され其築造に使用した石は他に運び去られ、全く其跡形も留めないやうに成つたものが蓋し尠くはないだらう。特に平坦部に在つたものは早く其運命に陥つたのである。之れは記録にも散見し又地名に據ても察することが出来る。

古墳時代の名を以て呼ばるるほど其時代の特徴たる原史時代の高塚の上田市内に在るものを次に擧げて見る。

諏訪形區

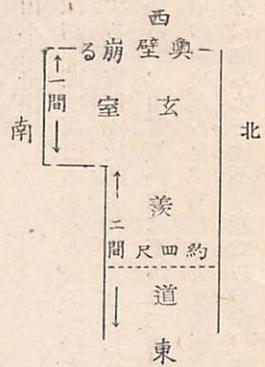
字森ノ下

(一) 諏訪形區

諏訪形區字森ノ下金窓寺西方の畑中に東西二基相並で圓墳があり(寫眞1)其東方に在る者は大正十五年三月道路改修工事の際に發掘破壊されたり墳壘は纔に西方玄室奥壁の方ばかり残つて居る。

羨道は二間ばかりと思はれる、其入口は東方に向ひ、右側壁は玄室の右側壁と一直線を爲し、左側壁は屈折して玄室の一部と成る。今は羨道基底の兩側の石のみが残て居る。

直刀



發掘破壊の時に、副葬品直刀、銀環、馬具の一部が見出された。

直刀 全長即ち銑子先より莖端まで三尺九寸三分、刀身幅一寸五分、莖長七寸目釘穴二、關に近く刀身に一孔がある何の爲なるか分らない。身と莖とは一直線を爲し、反は無く刀身は平作平棟で、古墳時代の直刀の特徴を有つて居る。此直刀は腐蝕の度尠ないこと又鹽尻村秋和風呂川の古墳より出た直刀は、總身三尺六寸五分あつて、小縣郡内出土直刀中の最長なるものと謂はれたが、此方が更に二寸以上長いことは珍しいのである。

馬具の一部

馬具の一部 轡の三要部鏡板、銜、引手の中の引手のみが出た。簡単な部分品ではあるが、直刀と共に東國人の武勇と乗馬の風とを表徴する副葬品が、此處からも見出されたのである。

銀環

銀環 環の徑は二糶七、環の切斷直徑五糶の銀環が唯一つ出た。此外玉類などの裝飾品に屬する者は見出さなかつたと云ふ。(上田徵古館所藏)

轡の一部裝飾品の一種のみより外には發見しなかつたのは、或は此以前既に塚荒しの爲めに、發かれ

た事があるのではあるまいか。西方のものは東のよりは約十間程離れて居る。周圍は十一間二尺、高四尺三寸、あまり大きくはない。此土地の人の談に據れば、未だ發掘されたとの話は聞かぬとの事である。羨道入口は南方に向て居るやうに思はれる。(寫眞白衣の人物の立つ所)

上ノ平古墳

上ノ平

森下より一段高い字上ノ平に一基の圓墳がある。未發掘で周圍十七間高一間、墳は下段畑地より三尺程高い上段とに掛つて築かれて居る。羨道の入口何れに在るか判明しない(寫眞②)

此古墳の近くに二ケの小石積の小高い所があり、土地の人は之れも、古墳にはあらざるかと云ふも、さうでは無いと思ふ。

上ノ平の東方字菖蒲澤には、古墳築造に使用されし石と推定し得べき巨石が、畑の畔に幾つかある。多分此處にも會て古墳が在つたのであらう。

タタラの古墳

東山字タタラ

字東山小名タタラの山腹平地に既に發かれた一古墳がある。此處には猶此外に二基の古墳が在つたが大正四、五年頃迄に破壊されて了ひ、今日では跡形をも認むることは出来ない。現存の者は芝生で蓋はれて居たので、幸に墳形を保つて居たが、玄室の奥壁の方から發かれて、寫眞③の如き形と成つて居る。羨道は南方に入口があり長は約四尺許、玄室は高三尺三寸幅中央尤も廣い所四尺二寸、奥行は二間、底には礫を敷いて居る。墳高は一間二尺餘、周圍は漸次切り狭められて畑となり、今では十二間四尺三寸と成て居る。

西山舟窪

西山小名舟窪

舟窪の古墳

諏訪形區字西山の舟窪と云ふ、舟底形の地形を爲たところの山腹に、三基の古墳が鼎立狀をなして存在する。寫眞④は其所在位置を示したものである。三基共皆既に發掘されて居る。羨道は何れも南に向て居るが、山腹傾斜地に築かれて居つたので、羨道と稱すべき部分は殆んど欠如して居る。寫眞⑤は三基中の中央なるを、南前方より撮影した現狀で、玄室前方部の天井石は、壙口に轉落して玄室の模様は充分に知ることとは不可能であるが、奥壁の高は五尺三寸、其横幅も亦五尺三寸である所から考へると、

玄室奥行は五尺位のものとして推考される。他の二基は殆ど調査不可能の状態に荒れ果てて居る。大正五年九月小縣郡史編纂資料として城下村より調査報告した所に據れば、左方の一基は玄室高六尺幅三尺八寸奥行八尺とあり、右方の一基は玄室高六尺幅六尺奥行九尺とあつて、三基中尤も大きなものであつたのである。猶其調査に依れば以上三基の外に、二基の古墳存在せし由なるも、昭和六年五月七日實地踏査の頃には、既に之を見るを得なかつた。唯現存三基の下方に、確に古墳築造に使用せしものと、斷じ得べき大石が散在せるを見るのみであつた。前述の三基の外に、東方山腹の山頂に近き所、小松林の裡に小古墳らしき者一ヶ存在するも、果して古墳なりや否や不明である。

此山中舟窪の地に此一古墳群の在することは、吾人の注意を惹く所である。

扇平

扇平の古墳

御所區に近い字扇平にも古墳があり、明治四十四年其古墳なるを知らずして發掘破壊せしに、直刀、曲玉、小玉類を發見し、其後發掘者は其品々の鑑定を依頼するため東京に送り、遂に其總てを失つて了つたと云ふことである。

原峠下古墳

(一) 御所區 字原峠下

御所區字原峠下山腹傾斜の地に二基の古墳があつた。其所在位置は寫眞(6)の如である。俗人上方の墳を日天塚下方の墳を月天塚と云ひ傳へて居たと云ふ。

下方月天塚と稱した方は、明治三十年頃には高五尺程あり、羨道も天井石もまだ存在したが、其後何時しか取り壊はされて、其石は橋などに使はれて了ひ、此度の調査の時には、最早玄室も全く其形は無く、ただ羨道兩側の基底石が纔かに存するので、羨道入口が南向なりしを、知るに止まる位のものである。副葬品の出否などは更に傳ふる所がない。寫眞(7)は羨道入口の方から撮影したものである。

上方の日天塚と呼ばれて居た一基は、約一町程距つた所に在つた。此古墳は明治四十一年四月發掘取崩した。墳形は小さくてあまり目立たなかつた爲めか、塚發き人の毒手を免かれて居り發掘の際に、此小古墳に此の如く存在したものかと、驚く程の副葬品が見出された。然るに、各種貴重な副葬品は、發掘者の心無き取扱から、何時の間にか何處かへ散逸し去り、今日では見ることが出来ない。寔に遺憾至極である。見出されたと傳はる副葬品は

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|------|-----|------|----|-----|---|---|----|---|----|-----|
| 直刀 | 大小 | 鐔 | 二 | 切子玉 | 大小十二 | 鐵鎌 | 二十本 | 轆 | 五 | 金環 | 四 | 瑪瑙 | 曲玉九 |
| | 八口 | | | | 水品 | | | | | | | | |
| 出雲石管玉 | 二 | 圓玉 | 石二十四 | 棗玉 | 一 | | | | | | | | |
| | | | 土二十八 | | | | | | | | | | |
- 此外所用不明の金物四あつたと云ふ。

墳壘は今全く夷げられて、墳の跡に石を集めて、一の小高い所を拵へてあるのみである。

(三) 上田區字秋葉裏

上田市の北部上田區字秋葉裏、縣社上田神社の東北近距離の所に前方後圓の古墳が一基ある、土地の人は之を二子塚と呼で居る。前方後圓墳の今日小縣郡上田市内に存するものは、唯一つ此塚のみで、最も貴重な遺蹟の存在と謂ふべきである。其位置は旭照り夕日映ゆると云ふ眺望の好い所に在る。

此二子塚は曾て其頂部を平かにし石垣を築き、其所に社殿を營造した事が有つて、其爲めに後圓前方兩部何れも其形が著しく變化して居るので、今日に於て原形を確に知ることは難事である。けれども今前方後圓部を貫く主軸線を推定し、之に據つて測量して見ると

主軸線 方向は東々南より西々北に向ひ、其長さ凡四十八米。

後圓部の徑 主軸線に直交せる後圓墳の直徑は凡二十八米。主軸線を 一〇〇 とした後圓部徑の指示數

は五三・六。

前方墳の徑 尤高點部に於て主軸線に直交せる直徑は凡三十二米。

前方部端の長 前方部の北西に當る所は、曾て病院建設の事があり地形の變化を來したので、正確に知ることは不可能なるが、二十六乃至三十六米位に及で居たかと思はれる。主軸線を一〇〇とし、た前方部端の長指示數は、三十二或は四五。

墳高 後圓部 十六米〇五 前方部 十六米四五

後圓部は寶曆四年此所に秋葉神を勸請するために、頂部は平夷せられ北東南の三方には石垣が築かれ、其所に社殿を造營したので墳高は減低したのは明である。前方部墳高は其頂部に二子明神が勸請してあるが、此爲めに墳高を削低したとも見られない。現形では前方部墳の方が後圓部の其よりも幾分高いけれども、原は後圓部の方が高かつたものであらう。

墳壘は前方部の一部に段築の跡と思はれる所がある。又後圓部北方の地形に依て察すると、周漕が繞て居たのでは無いかと思はれる。

今後圓部の南方に石階段があり、此は寶曆年間秋葉社勸請の際築造されたものであるが、此石階段築造の時に、土瓶を掘り出した事があるとの言傳がある。今此石階段の左側に古墳築造の折、使用されし石と見らるるが二つ立て居る。一は地上高一米四〇、横幅一米一九、厚〇米三五。一つは長さ二米六〇、幅〇米九七、厚〇米三〇である。前方後圓墳は封土の宏大なる割合に内部主体が浅い所に在るを普通とすと謂はれるから、石階段築造の際、後圓部の羨道蓋石天井石たりし者が、取除かれたものではあるまいか。若し果して然らば後圓部の羨道入口は、南方に向ひ羨道は主軸線の方面に殆んど直角の向であつたのである。此主軸線と直角の向に羨道を開いて居る前方後圓墳は、下伊那にも諏訪にもある。隨て此二子塚主体の石室は堅穴式でなく横穴式であることに成る。前方後圓墳に於ては堅穴式と横穴式と兩型式の石槨が行はれたが、此兩者に就き森本六爾氏は其石川村將軍塚之研究に於て「堅穴式石室と横穴式石室と孰れが先に行はれたかは研究の不充分なる今日容易に斷言することは出來ないが、發見遺物

の年代から見ると堅穴式石室の方に年代の廻り得るものが多いから堅穴式が先に起り横穴式石室の行はるるに及び兩者互に相受けて盛に行はれたものと見るべきであらう」と述べ、高橋健自博士は「横穴式の石槨と堅穴式の石槨との兩型式が共に行はれつつあつたが、此兩型式の何れが早く何れが遅いと云ふことは無い」と言ふて居る。

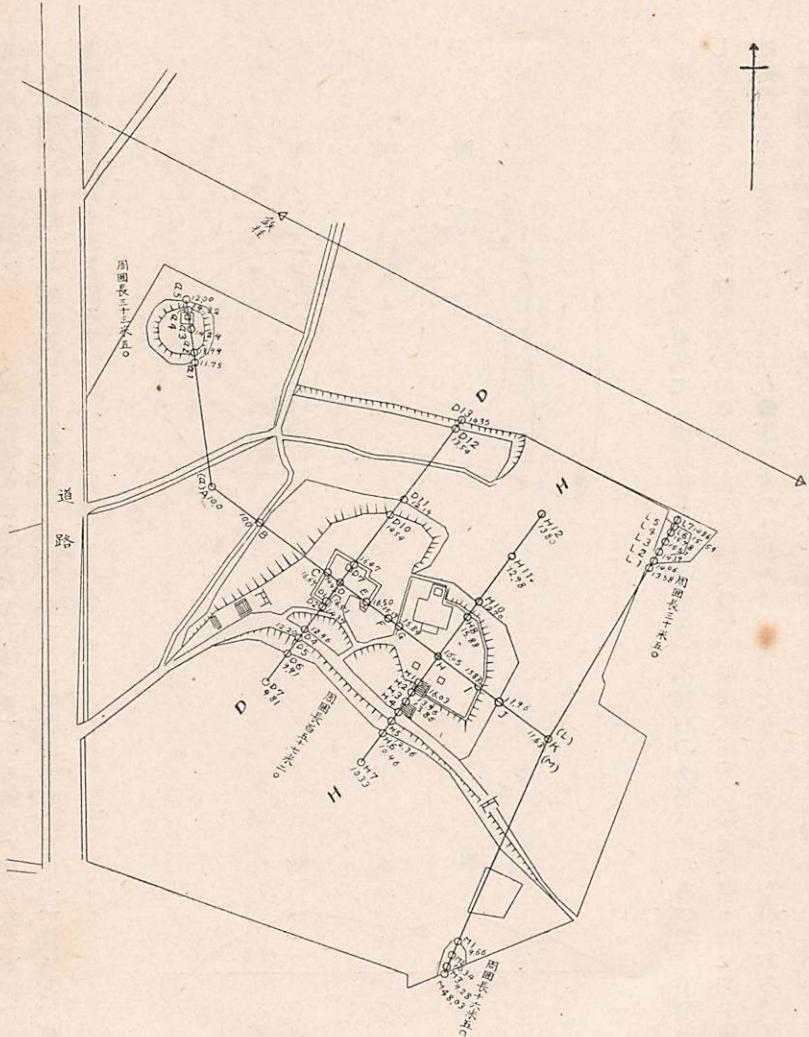
柴田常恵氏は前方部の幅は割合に廣くして、長さは左程長からず、高さ尙ほ後圓よりも低きものが、前方後圓墳整成期の前期に、置かるべきものかと言ふて居る。

此塚は未だ曾て發かれたと云ふ傳へを聞かない、故に内部主体に就ては何等知ることが出來ぬ。依て内部よりの出土發見遺物に據て築造年代を推考するは不可能に屬する。今日迄の所では、前述寶曆年間石階段築造の折、土燒の瓶を掘り出した事があるとか、文政年間に北方の石垣多分秋葉社の方であらうが崩れた時、石槨の一部があらはれたことがある、など言ひ傳が纔にあるのみで、甚だ覺束ない資料であるが、此以外には何等知る所が無い。故に今は其外形及外周邊に存在する遺物に就て、記述するに止まるより仕方が無い。

二子塚現狀實測圖

實測圖 平面

六百分の一の者



秋葉神社々殿基礎の石垣や、後圓部東南方に積まれた石垣、及二子明神社の周りなる石垣など、築か
い時の形を、現狀二子塚横断面、及縦断面の兩圖に據て、復原圖様のものを作つて見ると、略次の平面
圖側面圖の如きものと成る。

復原推測圖

圖 面 平

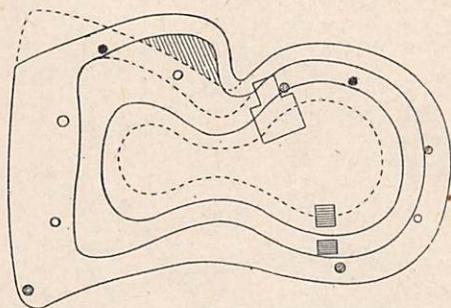
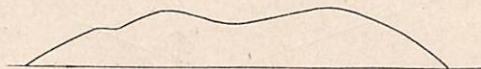


圖 面 側



墳の現狀では前方部の北東部に（横斜線を施した部分）小礫石の小高い所があつて、墳形を異狀なら
しめて居る。今前方後圓兩部の墳壟中に在る老樹に就て、斯道専門家の鑑定に據る時は圖中●印の者は
樹齡約千年に近かるべしと云はれ●印のものは其内の枯死したものなるべしとの事である。又圖中○印
の者は樹齡數百年に達すると認めらると云ふ。此等樺樹は等高位置に墳型保存の爲めか或は墳域標識

陪塚

の爲めにか、或時代に植えられたものと考へられる。此老大木の位置に據て、前方部の底線を推測する時は、圖の點線の如く成り、前方部南方の形と略同じものの如き形となる。故に想ふに横斜線を施した小高き礫石層は或時太郎山方面より押し流されて來た礫石の爲めに北方渥の一部埋められりしを、渥の形を存する爲め、其を渪上げて其礫石を運び上げたものか或は葺石を集めたに依て、此方面の異形を來したのではあるまいか。

埴輪圓筒の破片は、塚の周りの畑中より多く見出さるのであり、其圓率の大なるより頗る大きい圓筒が立てられたものと察せられる。然し其が墳の如何なる位置に立てられたか判明しない。けれども最近後圓部北東墳壘中腹に在つた老木の朽樹の倒れた時、其太い根の間に狭つて居た埴輪圓筒の破片を發見した、之は寶曆年間秋葉神社勸請の際、後圓部の頂邊を夷げた以前に、既に此木の根に狭つたものと考へられるので、後圓部の中腹、或は其より上部に圓筒が樹て並べられたのは確かと思はれる。墳の底線にも樹て繞らされたか否かは不明である。

周渥 墳の周圍に渥が繞されるのは、墳壘を築く時土を盛り上ぐるので自然に周圍に渥が出來る、故に圓墳でも形の大なるものには皆周渥を繞して居るから、此二子塚の如き前方後圓墳には渥が繞つて居たものと思はれる。現在の地形を觀るに、渥の殘趾と見るべきは後圓部の北方に當る所で、此部分は或る時代には水を湛えて居ただらうと想はれる。

此二子塚の西北二十六米距つた所に陪塚がある。墳周三十五米五〇高四米 四の圓墳である。此他に陪塚と思はれるが、東北二十四米に在り、周圍三十米五〇高二米二〇である。尙東南と西南に當て其と思はれる跡が残つて居る。

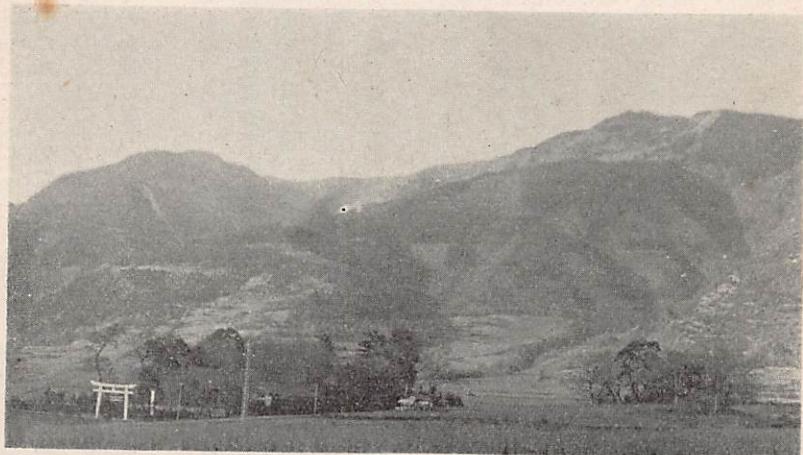
次に此二子塚に關する考證二、三を左に記して置く、

二子明神社 前方部の墳上に石の祠があり、二子明神社と稱して居る。此二子明神勸請の事に就ては原町問屋日記安永三年八月二十四日の條に

塚暗方左塚子二右

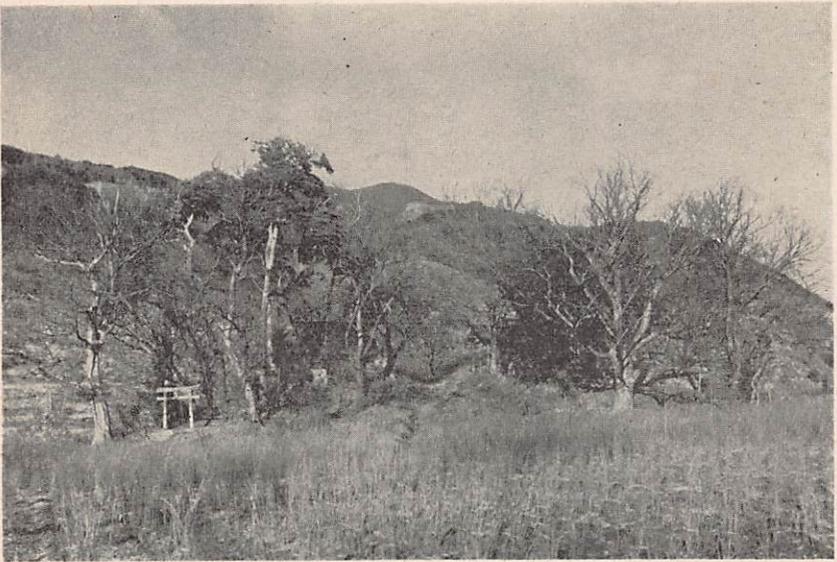


置位の社神田上と塚子二



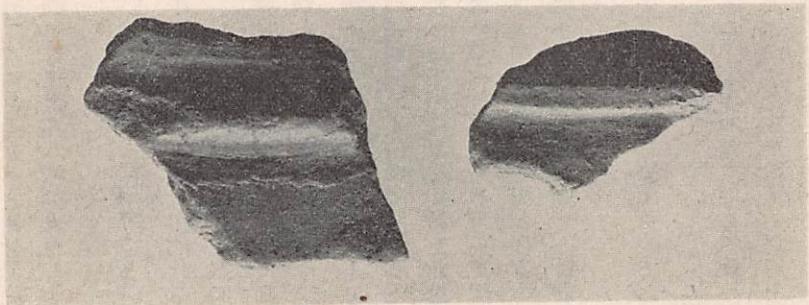
社神田上

塚子二



方前方左 景全塚子二
圓後方右

片破筒圓輪埴



光

のもしせ得拾りよ畑の方南塚子二
(有所氏郎太喜野松)

見發りよ腹中部圓後

二子明神の勸請

一、所々疫病流行ニ付御祈禱申談候處來る朝日秋葉山にて二子明神、勸請に付湯立有之ニ付厄除御祈禱相頼可然と則庄之助遺候處三社打寄り可抽丹誠と申來り候。御初穂百足大宮八幡社人中二十疋づつ神子十疋づつ。朔日町方遊び候様申談候。紺屋町共に、

とある。これは後圓部の上には既に寶曆四年に秋葉社が勸請せられしを以て安永三年秋葉社勸請後二十年に前方

部の墳頂に一祠を造り、二子塚の主を祭り二子明神と稱し、其勸請の折湯立の神事が執り行はれる故に其時疫病除の御祈禱を爲すやう依頼すること宜しかるべしとの事で交した所、三社大宮大星八幡打寄て祈禱に丹誠を抽づべしと云ふて來たとの意味であるから、二子明神社の勸請は安永三年と認むべきであらう。

二子塚と上田神社

此社の祭神の分らないのは墳主の靈を祀つたからである。此二子塚を視察した斯界の權威中には此古墳と縣社上田神社舊稱大星神社との位置より、他國の例に見ると二子塚墳主の英靈を祀つたのが上田神社であらうと思はれる、と言ふた事がある、若し此説の如くならば眞の二子明神は上田神社であると云ふことになる。乍然今上田神社の祭神は諏訪神と成て居る、或は諏訪神威の擴張の結果諏訪神を此處に合祀し、やがて諏訪明神の社と呼はるるに至つたものであらう。猶後考に待つべき事である。「下諏訪の大塚明神といふ塚全く此形なり諏訪明神の二ノ御子出早雄命の墳か、二ノ御子塚を二子塚と謬るか」との説に就ては小縣郡史所説の如く、前方後圓墳が二子塚とも瓢塚とも稱せられたのは、獨り上田市の此塚

のみにあらざるを以て、二ノ御子に關係無いのは明である。

御廟所

又此二子塚を御廟所と稱することは誤で、御廟所とは仙石政俊の子忠俊の墓所を云ふたのである。仙石忠俊(春光院)寛文七年二月卒去し其遺骸は太郎山に葬られ、其所に廟所が出来た其を御廟所と稱した。寛文十二年の房山村免相に「四百十文未年御廟所に成る」の一筆がある、未年は寛文七年で此年廟所が出来たので、忠俊の墓所を御廟所と云ふた證據である。隨て此御廟所の在つた高地の東方近くを流る小河を御廟所の澤と呼ぶに至つた。此二子塚を御廟所と誤り呼ぶに至つたのは、多分寶永三年仙石氏出石

二子塚は上田市
人に關心深し

移封の際、忠俊の廟所を本陽寺に移し去り、残る者も無かりしかば其名が二子塚に轉じたのであらう。

古墳は大和朝廷の初頃より發生し、皇威の發揚に伴て分布區域が擴張し、我々の祖先が四方に廣く拓殖の歩武を進めた迹を記念する遺蹟であるが、我國獨特の墳型と稱せらるる前方後圓墳は、崇神垂仁の二天皇の頃には盛に營造せられ、應神仁德兩帝の前後は其型完成し、其末期は御陵墓に於ては敏達天皇御陵を以て終とする高橋健自傳と云はれて居る。而して崇神天皇の御代には建五百建命が科野國造に定

められ、其國造の治所は、北信なる小縣郡に在りしなるべしと推定し得べき理由ありと考ふる時、高級文化の把持者であり、貴族階級に屬する勢力者の奥城と見做さるる前方後圓墳が、我上田市に一基存在することは深い關心を有たざるを得ない。然しながら此墳主即ち被葬者が誰なるかは、墓誌其他確な記録の徴すべき者の無い以上、猥りに臆測を逞ふするは許されぬのである。

此古墳は長野縣指定保存の史蹟と成り、市に於ては注意を拂て充分に保存の法を講じて居る。

此古墳の西南上田神社の南西今上田小學校北校部の南西に當るあたりには、明治三十六七年頃までは、桑畑の中に小石の莧積した所の内から埴輪圓筒の破片が澤山發見する事が出來た多分此あたりにも相應に大きな古墳があつたのが、追々拓開の進むに連れ破壊され、築石も何處へか運び去られたのであらう。

二子塚の西六百米許の所に字塚穴(常盤城區)と云ふがある。此處に會て古墳の在つたことは推定して差支へ無いことである。古墳の既に發かれたのを塚穴と言ふた事と、其古墳が無意義に壞しさられて跡形も無くなる一例と、瓦燒今の川原柳町あたりに古墳が存在して居た事があるのを知る事の出來るものを今茲に記して置く。

原町問屋日記正徳五年四月の所に

瓦燒の古墳

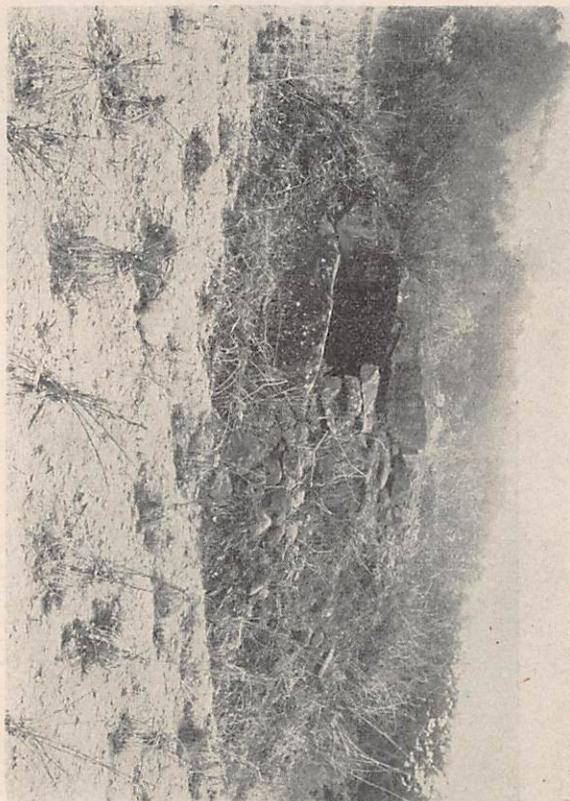
瓦燒家はづれ西方田の畔に古き塚穴の跡あり、掘り候へば口の立石二枚御座候、内一枚は長七尺程幅五尺ばかり厚さ六寸程と相見え申候、一枚は長六尺程幅四尺ばかり厚さ六寸程、外につめ石御座候へ



(1)



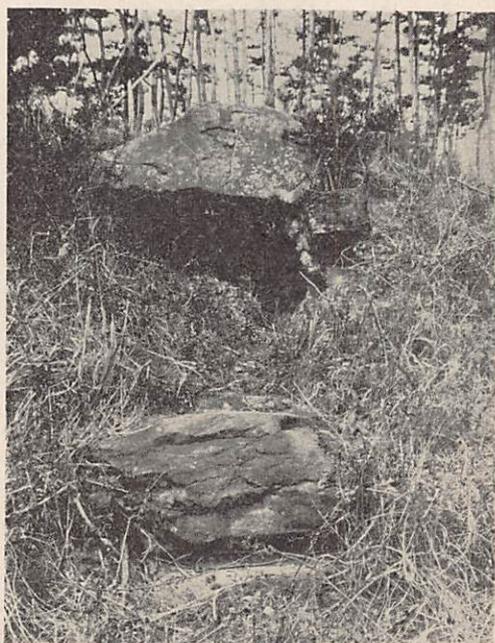
(2)



(3)



(4)
置位其所るて立物人墳古立鼎座三窪舟



(5)



月天塚破壊址
(6)



前方月天塚後方白衣人物二人所
る日天塚
(7)

ども小き石に御座候

右の塚穴先年祖父の代に掘り候へば石掘出し刀一腰香輪(轡)一掛朽ちて御座候由申傳候。此度は石より外に何も御座無く候

と届け出た事が載つて居る。此は確かに古墳であつて其副葬品中の直刀や轡などが掘り出されたのである。此記事は今の川原柳の方面にも古墳が存在して居た事を知る面白い貴重なものである。

第一章 科野國造 信濃國府 軍團、國學

第一節 科野國造

科野國造定置

科野國造定置

古事記神倭伊波禮毗古ノ命(神武天皇)の條に

神八井耳ノ命者

意富ノ臣 オホコトノミ 小子部ノ連 コソコベノムラジ 坂合部ノ連 サカアヒベノムラシ 火ノ君 ヒノキミ 大分ノ君 オホホリノキミ 阿蘇ノ臣 アソノミ 筑紫ノ ツクシノ 三家ノ連 ミヤケノムラシ 雀部ノ臣 サヘギベノミ
 雀部ノ連 サヘギベノムラシ 小長谷ノ造都祁直 コナガタニノツクリナオキ 伊奈ノ國造 イナノクニツクリ 科野ノ國造 サノクニツクリ 道與石城ノ國造 ミチヨシキリノクニツクリ 常道仲國造 トコミチノナカクニツクリ
 造長狹ノ國造 ミササキノクニツクリ 伊勢ノ舟木ノ直 イセノフネキノナオキ 尾張ノ丹羽ノ臣 オウヅマノニノノミ 島田ノ臣等之祖也 シマダノミナトノミ

科野國造定めらる

とあり、又先代舊事本紀中、國造本紀に「科野國造瑞籬朝御世。神八井耳命孫建五百建命定賜國造」とあつて、神武天皇第二ノ皇子に在す、神八井耳命の御系統なる建五百建命が、第十代崇神天皇の御代に、科野國造に定められたのである。此に神八井耳命の孫とあるは、裔孫の義に解するを穩當と考へらる

科野國

れる。

科野國

科野國の名の、史に初めて見えたのは、古事記上卷建御雷神、建御名方神の二神、力競べを爲し給ひし條に、「即逃去。故追往而追、到科野國之州羽海、將殺時。建御名方神白云々」と有り悠遠の古より此國の存在せし事を知るに足るのである。

科野國の四至

而して、此上代の科野國の四至即ち境域は、何の邊にまで及んで居たものだらうかに就ては、明確に知ることは到底不可能であるが、今科野と云へる國名の起因より、考察を試むる事とする。此國名起因の説には種々あるも、上代は科の樹皮を以て布志那布を織り、衣衾などにも作り、又紙をも製したと云ふ。其科の木古考が此國に多くして、且其色白く、名産と稱せられた。此科の木多かりしより、地名にも科の字を負へるが尠く無い。即ち北信に埴科、更科の二郡名、倉科、穗科、當信等の郷名があり、又神社に蓼科、波間科、妻科等の名があり、山に立科山と云ふがある。南信には又荷科の郷名がある。是を以て科野とふ名の由て起る所となす説が、其當を得たものと思ふ。

科野國名の起因を、上述の如くなりとせば、北信が科野國內なりし事は、勿論と見るべく、南信に於ては、建御名方科野國之州羽海に到るとあり、此地方も亦科野國內と見て然るべきである、故に大体に於て、今の南北信に亘れる地域と見て、差支無からうと思ふ。然し木會谷は此外である。此木會が何れの時代に、信濃管内に入りしかは、地名考にもある通り判明しない。源平盛衰記、平家物語には「信濃國安曇郡に木會といふ山里あり」とあつて、共に信濃國に木會ありと爲す。信府統記には「此谷は、往古より木會とのみ稱へ來りて、何郡といふこと分明に知れざるが故に、正保二乙酉年國繪圖出來るまでは、郡附なく筑摩郡墨引の外なり。其後元祿年中、國繪圖改められし時、吟味ありしに、正保二年已後公儀へ、筑摩郡と書上げられし證文あるを以て、分明に筑摩郡と定めらる」とあれば木會谷が明かに、

科野國造の治所

科野國造定置の理由 其一
 信濃國筑摩郡内と定まりしは、徳川時代に至つての事である。此地は、古者美濃管内なりしも、信濃に近かりしかば、世人信濃國內と考へ、歌などにも詠みしことありしが、遂に其通りに成つたのである。崇神天皇の御代に、始めて科野國造に命ぜられた、建五百建命の治所は、何處であつたかは、古史の徵證とすべきもの無きを以て、今日之を知ることは、至難不可能の事に屬する。故に之に關して、種々推測説が生ずるのである。南信地方は、諏訪に早く既に、健御名方命の來り住はせ給ひしに依り、其神氏系の勢力が、根強く扶植されて居り、安筑の地方には、穗高神系の安曇族が盤據し、是亦其勢強大である。故に南信地方に對立して、地方行政の實を擧げん爲めに、新に國造を置かれたとすれば、其の治所は蓋し、北信であらうといふ説もある。崇神天皇が東國鎮撫の事に、深く御心を留め給ひしは、皇太子豐城命又豐城入彦命が、東方に向ひ八たび槍ほこを弄び、八たび刀を撃ち給ふたと、夢みられしを聞食し、其勇武にして、東方征定の雄志あるを察し給ふて、命を東國に遣はし、荒俗を治め且夷賊の侵寇に、備へさせ給ひしことに依ても、充分察知し得ると思ふ。猶此代には、神八井耳命の裔孫建借馬命は、常道の仲國造に任ぜられて居る。建借間命は神八井耳命の後裔、國造族類考は神八井耳命の孫となす此任命を國造本紀は、志賀高穴穗朝御世、即ち

其二

建借馬命東夷平定の爲めに遣はさる

成務天皇の御代となして居り、常陸風土記には「斯貴瑞垣宮ニ大八洲所馭天皇之世、爲平東夷之荒賊遣建借間命」とありて、崇神天皇の御代と爲て居る。而して此任命は、東夷の荒賊を平げしめん爲であつたと述べ、又此命は土を穴て堡と爲し、夜尺斯、夜筑斯の二人を魁首とせる國栖穴居の蕃族の凶賊を、奇計を以て撃滅せしことを記して居る。同記茨城郡の條に、神八井耳命の裔黒坂命は、狼性梟情なる國栖、山之佐伯、野之佐伯を討滅せるを記す。而して其謀は建借間命の、國栖討滅の其と甚だ相似て居る。此黒坂命は、晩年に陸奥の蝦夷を征討し、事了つて凱旋せし事、同記補缺に載つて居る。されば崇神天皇の頃、東國には未だ王化に従はざる荒蕃あり、猶夷賊の討伐を要するもの、有りしを察すべきである。抑

黒坂命

蝦夷に對する問題は、極めて重大なるもので、蝦狄は大和朝廷にとりては、恰も一敵國の觀が有り、歴

朝師を動かして、征伐を重ねる事幾回、延暦弘仁の頃、坂上田村麿、文屋綿麿等の討伐其功を奏するに及び、漸く平定の狀に至つた程である。崇神天皇の御代には、豊城入彦命を遣はして、東國を鎮めさせ給ひしが、次の垂仁天皇の御代には、此方面に事ありしを聞かないが、蝦夷の動搖叛亂の兆絶無なりしとは思はれない、次の景行天皇の御代、武内宿禰を遣はして、東北地方の形勢を、視察せしめ給ひしは、此頃既に此方面の蝦夷の動靜、穩かならざるものありしに依るであらう。其後果して東國騷擾し、東夷悉く叛くと云ふ有様となり、日本武尊は西熊襲征討後、席暖まるの御暇も無く、東蝦夷の征伐に出で立たせ給ひ、然かも東征の御途中、駿河國に於て夷賊襲撃の危難に遭ひ給ふた事より察する時は、坂東諸國以東の夷賊の擾亂は、蓋し想像以上であつたらう。けれども、幸に尊の善謀勇武に由り東夷悉く降り、一時鎮定を見るに至つた。とはいへ此後、此天皇の御代豊城入彦命の御孫彦狹島王を、東山道の都督に任じ給ひし事や、又王が御赴任の途次春日穴咋、邑にて病に罹り薨ぜらるゝや、東國の民之を聞き、其東國に到り給はざるを悲み、竊かに御遺骸を盗み來り、上つ毛野國に葬り奉つたと云ふ。其事に就て察するに、一は當時尙東國鎮撫の將を、差遣するの必要ありしを認むべく、一は此東國民が、尊貴にして聲望高き治者を得て、治安を希ひ夷賊の動搖侵寇に、備へんことを望みしものと思はれる。故に東國の狀勢は、日本武尊御東征後に於ても、まだ不安の狀を免れなかつた、況んや其れ以前に於てをやである。沿く皇化を海内に霑はしめんとの大經綸を立て給ひし崇神天皇が、未だ王化に霑はずして良民を害する土蕃あり、加之動もすれば夷賊の侵掠に遭はんとする東方諸國に、深く御心を留め給ふた結果、我科野國にも國造を定置して、之に備へしにはあらざるか。若し然りとせば東國に、近き北信の東部、所謂東信の中上毛地方に上代交通の便を有したる地に、國造の治所が置かるゝのが、至當と見るべきではあるまいか。

北信の國造は南

國造の治所を北信に置いたとしても、南信の諏訪、穗高二神の裔に依りて、扶植せられし勢力を避く

信誠、穗二神裔に對抗の意にあらず
國造の治所は小縣郡に在りしなるべし

科野國造系の本宗

るとか、或は二神裔の神別に對抗する爲めの皇別配置とか云ふ意味の事情からでは無いと思ふ。此考よりすれば上代早く上毛地方に、碓氷峠を經或は鳥居峠を越えて、交通の便ありしと考へらるゝ小縣郡は、之に恰當するのである。

又小縣の地に科野國造の治所ありしとの考證資料としては、科野國造系統の中に就き、其本宗の考證を尤も重要とする。此本宗居住の地にして推定せらるゝならば、其地を以て上代國造治所の在つた所と認むるも、差支無からうと思ふ。

金刺氏

科野國造建五百建命の裔には、をさととれりかたじとれり他田舍人金刺舍人の二氏があり、他田舍人は譯語田ノ宮即ち敏達天皇の宮廷に、舍人として奉仕したるより、金刺舍人は欽明天皇の磯城ノ金刺ノ宮に、舍人として奉仕せしより、其名を得たのである。新撰姓氏錄考證今此他田、金刺二氏の中、史に見えて居る人々を舉げて見ると、金刺

金刺舍人八磨
金刺舍人正長
金刺舍人貞長

氏は、續日本紀、光仁天皇寶龜三年正月の條に、信濃國水内郡人女孀外從五位下金刺舍人若島等八人賜姓連とあり。類從三代格、弘仁三年十二月八日の官符に、信濃國牧主當伊那郡大領外從五位下勳六等金刺舍人八磨があり。三代實錄、貞觀四年三月二十日の條に、信濃國埴科郡大領金刺舍人正長が載て居り。同五年九月五日の條に、信濃國諏訪郡人右近將監正六位上金刺舍人貞長賜姓大朝臣是神八井耳命之苗裔也とある。此金刺氏は、駿河國にも移りしと見え、天平寶字元年八月駿河國益頭郡人金刺舍人麻自紀略自獻自獻蠶産成レ字とあり、延曆十年四月駿河國駿河郡大領正六位上金刺舍人廣名爲國造レなど續日本紀に見へて居る、他田氏は國造他田舍人大島の名が、萬葉集天平勝寶七年の歌に載つて居り、續日本紀神護景雲二年六月の條に、信濃國伊那郡人他田舍人千世賣少有才色一家世豐贍、年廿有五喪夫守志寡居五十餘年、哀其守節賜爵二級レの記事があり。日本善惡現報靈異記には、信濃國小縣郡跡目里人、他田舍人蝦夷の事が載つて居り、又三代實錄、貞觀四年三月二十日の條には、小縣權少領外正八位下他田舍人藤雄等並授借外從五位下とある。此頃には、郡司の選任は、延曆の改制を舊に復し、郡司は譜

他田氏
國造他田舍人大島
他田舍人千世賣
他田舍人蝦夷
他田舍人藤雄

他田眞樹

他田氏小縣郡に多し

代重大の家より採ることゝ成りしかば、藤雄は國造系嫡流の、小縣郡に居た他田氏の人であらう。此後、將門記に、他田眞樹が、信濃國分寺附近の戦に、戦死せし由を載せて居る。此人も同じく小縣郡の人と思はれる。以上諸史に散見する所に據れば、他田氏は小縣郡に多かつたのが判明る。此他田氏も、駿河國に移りしと見え、東大寺正倉院文書駿河正税帳に、當國使有度郡散事、他田舍人廣庭、また他田舍人益國等の名が載つて居る。

國造

此中で他田舍人大島は、萬葉和歌集の詠進歌者として、國造小縣郡他田舍人大島と署名して居る

國造は原其國の政を治め知りし職なりしも、大化改新の時國務に預る事を停罷せられ、専ら神祭を修するを以て世業と爲したが、文武天皇慶雲三年以來は、多く郡領の職を兼帶せしむることゝ爲た。然るに動もすれば、言を神事に寄せて公務を廢するに至つたので、桓武天皇の御代、國造の郡領を兼ねるを禁ぜられた。而して此國造は、世襲であつたので、遂に其人の姓として、裔孫に傳ふるに至つた

官制沿革
略史

他田舍人大島の肩書

故に他田舍人大島の肩書せる國造は、國務を知りし國造では無く、其姓名を記したのである。かくの如く大島が、明白に國造てふ姓を稱したのは、科野國造系の株根、即ち本宗家たるに由るものと爲すべきで、他田氏は、國造系の嫡流として國造田を領有し、永く舊地小縣の地に留り。金刺氏は、早く故地を離れ、埴科に諏訪に伊那に或は遠く駿河國に赴き、國造系の譜第重大なる氏として、要樞の位置を占めて活動したのである。

科野國造の治所と生島足島神社と御移りの神事

小縣郡下之郷鎮座の生島足島神社には、「御移り神事」といふが古式に遵て執行される。其は建御名方命が、科野諏訪に赴かせ給ふ時、途中此地に於て生島足島の神を祭り、御饌を奉供したといふ事に基由すると云ふ(社傳)。又此生島足島二神の義は、生島の生は生々活動の義で、進取的讚美の稱であり、足島の足は満足の義で、同じく讚美の語であつて、國土經營に靈德あるにより、負ひ給へる名であると云ふ。

二神は大八州の靈と稱せられ、神武天皇の元年、諸神と共に此二神を祭り給ふた事がある

舊事記
古語拾遺 神武

天皇奉祭以後、宮中の神殿内に、諸神と共に齋き祀られ給ふ尊き神である。然るに、此二柱の神を祭神とせる社にして、信州中其名の聞ゆるは、小縣郡東鹽田村下之郷鎮座のもの、唯一つのみである。而して此社は延喜式内名神大として、其名大に著はれて居る。此は建五百建命が、初代科野國造の重任を帯びて科野に下り給ふや、其治所に近邇せる地に、以前より國魂ノ神國魂ノ神は其地の本郷に祀らるゝを通例とする。生島足島神社は元は下之郷の隣なる本郷として、奉祀せられし生島足島の二神を、大に崇敬尊奉し、以て其威徳に頼り、民草をして生々活動萬端満足の状たらしめ、國土經營の偉績を舉げ給はんと、せられたからではあるまいか。

かく考ふる時、式内名神大の生島足島神社の存在は、國造の治所が、小縣郡内に在りし事の、一傍證と成り得ると思ふ。然し生島足島神社崇敬の事を以て、諏訪、穗高二神に對しての舉なるや否やまで、臆測を馳する勇氣は無い。

小縣郡内の何處に、國造の治所が有つたものかといふ事は、無論判明しない。

高貴にして勢力ありし人の塚墓と見做さるゝ、前方後圓墳の小縣郡内に存するは、今上田市の北方山上田市北方山麓小縣郡内唯一現存の前方後圓墳の前方後圓墳の關係と此古墳と國造系との關係

蘆に近い所に、唯一つあるのみである。昔時は此あたりには、此外になほ此種の古墳が有つたらうと思はるゝも、南方より追々開拓の進むにつれ、其處に在つたものは何時しか破壊されたり、最も奥まりたる、北方山麓に近いもののみが、今日まで残在したものと思はれる。此古墳の存在から、高貴にして勢力のあつた國造系嫡流の人々は、或は千曲川の右岸上田邊に、居つたものでは無からうかと想像される。

此方面には、現存せる二子塚附近より、出土發見採集される、埴輪圓筒の破片と同一型のものが、二子塚西南少し隔りたる所からも、多く見出された事がある、此點より考察すると、猶他にも瓢塚があつたものと思はれる。

第二節 信濃國府

大化改新の詔

孝徳天皇の大化二年春正月紀元一三〇六年、賀正の御式畢りて後、改新の大詔を降し給ひ、古來立て置き給ひし子代の民、處々の屯倉みやげ、及び臣、連、伴、造、國、造、村首等の私有せる、部曲の民田莊を停廢し、盡く之を國家に歸し、班田、租、庸、調の法を定め、國郡の界を更定し、國司、郡司を置きて其治に當らしめ、國司は其任期を四年とし、郡司は世襲とした。於是國郡の政が肇り定つた。故に、信濃國に於ても此時より、國司、郡司の任命があり、其政廳たる國衙郡衙も定つたのである。

信濃の字

信濃は元と科野の字を用ゐしが、元明天皇和銅六年に、國郡郷里の名は好字を選び、總て二字を以てすることに成り、信濃の字を宛てたのである。

國の四等

大寶の制に據れば、國は大、上、中、下の四等に別ち、其等級に従て國司員數も亦異つた。信濃國は、上國三十五の其一つで、國司の四部官は

守一人從五位下

介一人從六位上

掾一人從七位上

目一人從八位下

で外に史生三人、醫師等があつた。

左に參考の爲めに當時の四部官を表示して置く

四部官表

四部官表

官衛	官員	長官	次官	判官	主典
神祇官	伯	副	佐	史	
		大少	大少	大少	大少

鑄造 錢司	勘解 齋院 使司	檢非違 使廳	郡	國	太宰府	鎮守府	四府 衛左衛門 右兵衛	近衛府 右左	臺	署	司	寮	職 (坊同此)	八省	太政官
長官	別當	大領 (大守)	守	帥	將軍	督	大將	尹	首	正	頭	大夫	卿	右大臣 左大臣 大納言	太政大臣
次官	佐右	少領	介	貳少	副將軍	佐	中將 少將	弼	大少	助	亮	輔	大少	大中納言	
判官	尉 右左 大少	主政	掾	監	軍監	尉	將監	忠	佑	佑	允	進	丞	少納言 大少	大中少辨 右
主典	志 右左 大少	主張	目	典	軍曹	志	將曹	疏	令	令	屬	屬	錄	大少	史

内膳司のみは長官を奉膳と云ひ次官を典膳といふ

防施藥 鴨院使	使	判官	主典
------------	---	----	----

勅任 大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、太宰帥
奏任 判任なる主政主帳を除く勅任以外皆之なり

四部官の任務

四部官の任務、長官は官事を總判し、次官は之を助く、判官は官内を糾判し、文案を審署し、稽失を勸ふ、主典は事を受けて載録し、文案を勸造し、稽失を検出し、公文を讀むことを掌る。

和名抄所載信濃國府の所在地筑摩

此國司執務の廳、即國衙の所在地を國府と云ふた。國郡の政治と成り、國郡司の任命を見た時代、其國司の廳は、信濃の何郡に在つたのであるか。倭名類從抄載する所の「府在筑摩郡」に據り、筑摩郡に在りし事に就ては、何等疑を挾む餘地の無い所であるが、國司の創置當時より、筑摩郡に在りしものは、疑なき能はずである。其疑の起るのは信濃國分寺の所在地からである。

信濃國分寺が、小縣郡内に建立された點から見て、信濃國府は、少なくとも國分寺建立當時の奈良時代までは、筑摩郡に非ずして、小縣に在つたのであらうと考へられる。

國府創設當時より筑摩に其府ありしやは疑を存す

若し國司始て置かれし時より、國衙が筑摩郡に在つたならば、國分寺も亦其國府附近に、建立されるのが當然である。其は國分寺に關する詔勅に據つて見るも、其國の國分寺の建立經營等に就て、力を致すべき當の責任者は國司であり、若し怠緩にして其造寺造塔の功擧らざる時は、「朕が股肱豈此の如くなるべけんや」と、戒飾し給ふた事に徴して明かな所である。されば、國分寺を國府より遠隔の地に建立する事は、監督經營萬事に不便不都合であり、且國司廳に在て、國分寺建立や僧尼教誨の任に當る、國師に取ても不便たるを免れない。故に先づ以て、此不便の無い國府附近に國分寺の建立せらるべきは、誰もが首肯する所であらうと思ふ。かくの如き考の下に、信濃國分寺が小縣郡に、建立された事實を見

信濃國分寺所在

地より見たる一
考察

るならば、小縣郡内に、上代の國府ありしを想ふのは、尤の事と謂ふべきであらう。猶又舒明天皇の九年、蝦夷叛き、將軍上毛野形名征伐せしも、還て夷賊の爲めに敗れし事もあり、信濃國造の治所を、小縣に置きし理由と認むべき、夷賊の叛亂の患、未だ解除せられざる時、國司の廳ある國府を定むるに當つては、國造の廳ありし地に、襲置せしならんことの推考も出来る、此外上代に於ては、南信よりも比較的郷里の數も多く、戸口稠密なりしと信じ得らるゝ事なども綜合して考察する時は、北信なる小縣郡内に國司の廳ありしなるべしとの説も、あながち荒唐無稽ではないと信ずる。

小縣國府存在地

字堀ノ内

然らば、小縣郡内の何處に、國府ありしかと云ふに、平安時代村上天皇の御代頃には、既に筑摩に信府儼然として存し左記録あるも、其以前に、早く既に其存在を失ひ、且何等史の徵すべきもの無き國府の址を尋ね、其明確な遺蹟を探ることは、至難容易のことではない。今に於ては、唯一の考據と成るのは、奈良時代の信濃國分寺の殘礎である。之に依て國分寺の位置を知り、其附近の地形を察し大概を推考する時は、國分寺の西北方より、上田市の東部に至るまでの地域は、廣濶にして位置高燥であり、又此土地の人此邊の田圃耕作に出るのを、「コウノダイ」へ行くと云ふて居る。此「コウノダイ」或は國府ノ台の名残りではあるまいかと思ふ。猶其處に、堀ノ内の字名の地があり、今上田市内に屬し最も形勝の位置を占めて居る。國立上田蠶絲專門學校創設の際、當局者は、上田町附近の地を普く踏査して、建設地の好處を索めし時、此堀内を以て尤も好適と認め、此所に建設する事に成つた程である。此地一帶原史時代の遺物の出土すること夥しい。堀ノ内の名を負へる地は、他處にも多くあり、吉田博士地名辭書に「俗言城郭を堀之内と云ふは、諸州同例とす」と述べて居る、此堀ノ内も或る時代に、地方豪族の居館と成つたこともあるだらう。かゝる形勝の地故、上代には此處に國司の廳があつたものではあるまいか、此處を略中心として、附近一帯が國府の在つた所であると考へる時、上代此南を近く通つた官道より、國府に入らんとするあたりと思はれる所に、踏入今上田市の一部といふ地名の所がある。此は上田城下

國府存在に關係ありと考へらるゝ地名

科野大宮は國府惣社の名残りか

へ踏み入るより、名附けしものと説かれて居たが、踏入の名が、天正十一年上田築城以前より、既に有つたのは、諏訪史料御符札之古書、文明十二年、同十七年の記載に依て明であり。同史料御頭書、天正八年の條には、上田庄と並べて、踏入郷を記して居る所を見ると、今上田市常田町の東なる、踏入と云ふ所は、踏入の一小部が、續かに其名残を存するもので、以前は其地域、猶東方に廣がつて居たのである。故に踏入の地名は、上田城下に踏入る、といふより來た名では無く、國府に踏入るといふ所から得た名ではあるまいかと思ふ。又堀ノ内の東方に當て、下町田之に接して上町田、西町田、東町田等の、小字名の地がついて居る。諸國の例に徴するに、國府址には、町屋と云へる地名の所があり、其は國衙在りし當時の市肆の名の残りたる所と、云はれて居るもあり。町と云へる地名の所に、惣社の在るも有り。又町田の名を負へる地で、古昔市の立ちし所と、傳はつて居る所もある。此等の例に見ると、此上・下・東・西町田等の名は、田地の區割より來た名では無く、國府に於ける物品販賣の店家ありしより、得た名と思はれる。猶堀ノ内と國分寺との間、字藤の森に伊勢宮の古社があり、田圃の中に残つて居る或は國府に關係あつたものではあるまいか後他所に移され其跡のみ残る

堀内を西に距ること二町程の所に、國司禮拜の爲め勸請せられし、總社かと想はるる、科野大宮といふ古社がある。大宮と名くる社は、諸方に存するも、科野の二字を冠するは此社のみである。此社の早く世に知られて居た事は、康安二年二月關東管領足利基氏が、彗星出現に付、天下安全の祈禱に精誠を致すべき旨、此社に下知して居るに依ても、知る事が出来る。

此下知狀の宛に、科野大宮神主とあれば、此頃信濃の字を用ゐずして、科野の古字を用ゐたのは、此社名が古來科野の字を用ゐる來つたことを證するものである。國府の惣社は、信濃全國著名の神々を勸請した大社なれば、科野大宮の名は、總社名殘の社の名として、寔に相應はしく思はれる。此社、元は大宮諏訪大明神と稱し、健御名方命も祭神の一柱と成つて居る。此は他國に其例ある如く、國內神名帳の

六所神明社

首位に諏訪明神の名が記され、其が名神なりしより、其神名のみ獨り稱せらるゝに至つたものと考へられる。

此大宮社境内には、六所神明社があり、昔は録所社とも稱したといふ。吉田博士の説に「總社を六所とも云ふは、六所は録所の義にて、國內神名帳に載せられたる數十百社の總録なればなりと云ひ、下總國東葛飾郡六所神社、一に國府六所の宮と稱せらるゝは、蓋し當國の總社にして、中古國司の總國官社遙拜の所とす。此宮の西北八町の處に、國府址あり」と述べて居り、八代博士の説には「古へ國府もしくは國府附近に、其國內の神社六所を集め祀りたる社所をいふ。國によりて、總社の境内に其社を建て、或は總社の相殿別殿などに祀ることもありき」とある。其説く所同じからざるも、何れも、國府に關係ありと爲す點は一致して居る。故に此社の存在も、亦國府所在地に關係あるかと思ふ。

以上の考察した所に依て、國府址を臆測すれば、堀ノ内を略中心として、東は小字舞台に至り西は科野大宮社、北は小字鍛冶町、年々田、南は踏入に及ぶあたりかと想はれる。

小縣なる國府筑摩に移る

北信小縣郡内、上田東部あたりに、尠くも國分寺建立の頃まで、存在した信濃國府が、其後何時、何故に廢されて、筑摩郡に移つたかは、今判明らない。試に科野國造廳所在地の理由より、考察して見るならば、信濃國造の廳を小縣に置かれしは、東蝦夷に對する考慮が主たるものであらうとは、既に述べた所であるが、蝦夷に事あるに當ては、信濃國府が小縣の地に在るのは、萬事に好都合で、且必要なは言を須るない所である。そこで稱徳天皇以後の蝦夷方面を見るに、光仁天皇の寶龜十一年三月には、陸奥國伊治郡の大領伊治ノ公皆麻呂皆麻呂は元と夷俘叛き、牡鹿郡の大領道島大楯を覺繁ノ柵に殺し、ついで按察使陸奥守紀朝臣廣純を伊治城に於て殺害した。此時陸奥介大伴宿禰眞綱は、遁れて多賀城に入つた。城下の百姓等は競て城中に入り、城を保たんとしたが、眞綱は陸奥掾石川淨足等と共に、城中より逃れしかば百姓等は止むを得ず皆一時に散り去つた。やがて夷賊來攻し永年國司の治所として蓄へ置きし兵器

糧糴勝けて計ふべからざるもの、皆賊の掠奪する所と成つて了つた。依て、中納言藤原繼繩此人は曾て信濃守たりがあるが征東大使に任命され、後に藤原小黑麻呂之に代りしも、大兵を擁し乍ら、延滞して討伐功を奏せなかつた。

桓武天皇即位し給ふに及び、東夷征討の大御心より、延暦七年三月には、糴、鹽を東海、東山、北陸等の諸國に命じて、陸奥多賀城に轉運せしめ、又東海、東山、坂東の歩騎五萬二千八百余人を、多賀城に會するを命ずるなど、大に征夷の準備を整へ給ふた。而して此年六月には、參議紀朝臣古佐美を征東大使に任じ、十二月節刀を賜り、翌八年三月多賀城の諸軍は、道を分つて賊地向ひしも、敗績した。後古佐美等の軍狀を奏し、兼て奏請するありしに對し、賜りし勅報の中に、「目的に知る將軍等凶賊を畏懼し、逗留の爲す所なり、巧に浮詞を飭り、罪過を規避す、不忠の甚き斯より先なるは莫し、云々夫師出で、功無きは、良將の恥づる所、今軍を損し、糧を費し、國家の大害を爲す。關外の寄、豈其れ然らん乎」の御詞がある。又秋七月に古佐美等が「天兵の加ふ所、前に強敵なく、夷賊の窟宅巢穴悉く空く、唯鬼火を見るのみ、まこと慶快に勝へず」と奏上したるに際し、勅し給ふには、「今先後の奏上を見るに、賊首の斬獲は、僅八十九級にして、官軍の死亡千有餘人負傷者殆ど二千、賊の首を斬ること、百級に満たずして、官軍の損亡三千に及ぶ。此を以て言ふ時は、何ぞ慶快するに足らん。海浦の窟宅、山谷の巢穴、唯鬼火を見るのみなど、云に至ては、皆之れ浮詞、實に過ぎたりと爲すべし。凡そ凱を奏するは、賊を平げ、功を立て、然る後に奏すべし、未だ夷の輿地を究めずして、驛を馳せて、慶を稱する、亦愧づべきである」といふ意味を仰せられ、峻烈に戒飾し給ふて居る。此は桓武天皇が、いかに征夷の事を、重大視し給ひしかを、察し得る料となるものである。九月に至り、古佐美等は無能の故を以て、歸還を命ぜられ、まもなく、逗留敗軍の狀を勘問され、罰せらるべき筈の所、僅かに赦されたのである。其後天皇は、延暦九年閏三月に、蝦夷の征討の準備として、諸國に命じて、革甲二千領を造らしめ、東海道

は駿河國より以東、東山道は信濃國より以東、國別に數を定め、三年を限つて造り訖らしめ、又東海道は相模國より以東、東山道は上野以東の諸國に命じ、軍糧の糶十四萬石を備へしめ、翌十年正月、百濟ノ王俊哲、坂上田村麻呂の二人を東海道に、又藤原真鸞を東山道に派遣して軍士を簡閲し、兼て戎具を檢せしめ、三月には京畿七道の國郡司に命じ、各定數の甲を造らしめた。之れ皆征夷の爲である。七月大伴宿禰弟麻呂を征夷大使に、百濟ノ王俊哲、坂ノ上田村麻呂、巨勢野足を副使に任命せしも、後田村麻呂征夷大將軍に任ぜられ、賊界に進入して其巢穴を覆し、征討の功を奏し、延暦二十年十一月蝦夷討平の功を以て、田村麻呂は從三位に叙せられた。

征夷の事は、桓武天皇の御英圖と、田村將軍の勇武とに依て、略其鎮定を見たが、猶遺孽の騷擾叛亂を起す者尠なからざりしが、嵯峨天皇の弘仁二年文屋綿麻呂征夷將軍に任ぜられ、掃平の功を奏し、綿麻呂等は位一階を進められた。此年閏十二月に、綿麻呂は次の如く、奏上して居る「夷賊は既に遣るものは無い、故に守衛に充つる爲めに、兵二千人だけを残し、其餘は悉く解却しやう。寶龜五年より當弘仁二年に至るまで、三十八年の間、夷賊屢々騒ぎ、討伐の事が絶えなかつた。故に丁壯老弱は征伐に疲れ、或は兵糧の轉運に倦み、百姓究弊休息することを得ない。故に給復四年を望む」。茲に光仁天皇以來多事なりし征夷の事も、大段落と成つたのである。是に於て我信濃國は夷賊に對する警戒も消解し、東方に關する事務も亦減少し、國衙を東信に置くの必要なく、寧ろ國の中央であり、且京師に近き筑摩の地に移すの利便なるを感ずるに至り、移廳の事が行はれたものと思ふ。若し此考察の如くなりせば、移廳は弘仁の頃より貞觀の頃まで位の間に行はれたのであらうかと想ふ。

國府が小縣郡に在りた事は首肯するも、其が筑摩に移りしものでは無く、小縣、筑摩兩方に相對立せし國司廳の中、小縣なるが廢せられ、筑摩國府のみが残つて、信濃國府と成つたものであらう、として移廳の説を否定する説もある。松本市史。

大化改新國郡の政行はれ國司廳小縣郡に設置せられしとせば、軍團や國學なども此地に置かれたのである。

第三節 軍團、國學

軍團

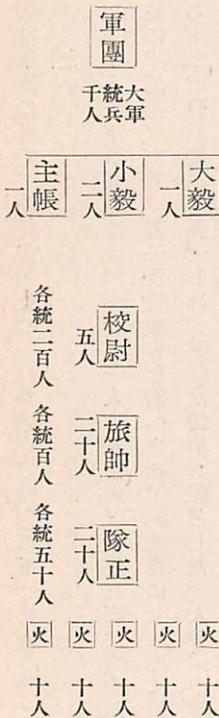
信濃には二軍團

防人
衛士

軍團の兵士

(一) 軍團 大寶の制に據れば、諸國には軍團が置かれた。而して其數は、五、六郡に一軍團を置いた、と云ふ説日本制 度通あるも「軍團考」栗田博士には、凡四郡に一ヶ所と推定し信濃は二軍團と爲て居る。此頃の兵士は徵兵の制で、諸國の男子二十歳以上、六十歳迄を正丁とし、三丁に一人を取つた。此徵發された兵士は、(一)防人と成つて、太宰府防人司に屬し、邊防の任に當る爲めに差遣され、三年の役に服する者。(二)衛士と成つて、京に差遣され、兵庫、大藏の門、及院外の四面を兵仗を持して守衛し、夜は時を分て巡行し、非常を戒むる等の勤務に當り、一年の役に服する者。(三)其國の軍團に屬する者、との三つに分れた。軍團の兵士は、十番に分れ、番毎に十日、武藝を練習する。慶雲元年 六月詔隊の編制は、兵五人を伍と曰ひ、二伍を火と稱し、火毎に駄馬六疋を養ひ、差行の用に充てる。十伍を隊と曰ひ、隊正を置く、隊毎に二壯士を選抜して、弩手に命じた。二隊即ち百人毎に旅帥一人、二百人毎に校尉を一人置いた。一軍團の兵數は同一で無く、若し兵數千人以上なる時は、大毅一人之を領し、小毅二人之が副となり、五人の校尉があつた。

制度通所載本朝軍團統轄圖は左の如し。



大毅小毅は軍團の長で、外武官兵士の一例で無く、校尉以下は兵士の内とする、主帳は史職にて、兵士の列に入らない。

六百人以上千人以下の軍團には、小毅は一人。五百人以下なれば、大毅なく小毅一人のみであつた。兵士一人毎に、胡籛、太刀、刀子及糧鹽等を備へさせ、其は常に兵庫内に貯置くことにした。兵士中弓馬に長ずる者は、騎兵騎隊に屬せしめ、其餘は皆歩兵隊とした。大毅、小毅は國內の散位勳位、及び庶人の武藝稱すべき者を選で之に任じ、校尉以下は、庶人の弓馬の術に長ずる者から採用した。若し征討の事ありて、軍を編制する時には、此等軍團の兵士は、將軍或は大將軍の統率の下に、出征するのであつた。信濃國には前述の如く、二軍團を置かれたと假定すれば、一は國府近くに在り、一は南信の筑摩あたりになつたのであらう。而して、軍團名は其地名を冠して呼ぶのが通例であつたので、筑摩團とか、小縣團とか稱へたと思ふ。上田に明治四年、東京鎮台の分營が置かれた事は、遠き昔の、小縣團を想はしめる感がある。今上田市近くなる、神科村染屋台は、古昔軍團の在りし地など云ふも、何等史料遺跡等ある説では無い。

此軍團の制は、光仁天皇寶龜十一年三月、太政官奏請して、『諸國の兵士羸弱、加之國司軍毅等恣に驅役し、武藝の練習を爲さぬ、此の如き兵士は、戰に赴かしむるも、何等の働も出来るものではない。故に羸弱なる兵士は、歸て農畝の業に就かしめ、之に代ふるに殷富の百姓中弓馬に堪ゆる者を擇み、専ら武藝を習はしめん』とて、天裁を仰ぎしに、御裁可ありたれば、此時より徵兵の制に、變更を來たしたのである。けれども「軍團考」に據れば、後一條天皇の頃までは、行はれて居たと云ふ。

(二) 國學 大寶の學制に據れば、京に大學があり、太宰府に府學、諸國に國學が置かれた。其國學は國博士主として、教授の任に當りしが、國司郡司の中で、經義を解する者あれば、教授に兼ね加はらせたのである。學科は經、傳、法、算の四道で、其生徒は、郡司の子弟十三歳以上十六歳迄の者を入學

國學も國府所在地にあり

させ、若し、定員に満たざる時は、庶人の子も取る。何れも聽令なるを擇ぶと規定され、何人でも入學し得る學校では無かつた。此は當時の學校教育の目的が、官吏養成に在つたからである。此國學も亦、國府所在地に置かれし故、若し今の上田市附近に國府が置かれしならば其所に、往昔國學があり人材養成の事が、行はれた事があつたのである。然し校舎の制の如きは更に判明らない。續日本紀、養老七年十月の條に、按察使按察使は京官又は國司より兼帶して常に地方の官吏を檢校するを任とし、の治むる國には、國博士、醫師を補任し、其他の國は博士を停止することになり、養老三年七月の按察使任命を見ると、美濃國守笠朝臣麻呂が、尾張、參河、信濃の按察使と成つて居る。之に依ると、信濃國は此時國博士の任命は停止となり、國學も同時に、廢止と成つたものかと思はれる。かくて延喜以後に至ては、國學の事は史乘に見えぬから、諸國の國學は、早く衰廢したのであらう。故に諸國々學の遺蹟と稱するもの殆ど絶無で、唯獨り下野の足利學校が、或は其遺蹟かと云ふも明確を欠くといふ状態である。

國學早く廢す